

参考資料

平成 29 年第 2 回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

堺 市



目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 59 号	改正を要する条例の整理措置に関する条例	1
議案第 60 号	堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	145
議案第 61 号	堺市市税事務所設置条例の一部を改正する条例	151
議案第 62 号	堺市市税条例等の一部を改正する条例	155
議案第 63 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	181
議案第 65 号	堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	183
議案第 66 号	堺市立学校設置条例の一部を改正する条例	187
議案第 67 号	堺市下水道条例の一部を改正する条例	189

〈議案第59条 改正を要する条例の整理措置に関する条例〉

行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年条例第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
第1条 行進又は集団示威運動で街路を行進し、又は占拠することにより街路を使用する他人の個人的権利を排除し、若しくは妨害するに至るべきものは公安委員会の許可を受けないで行なつてはならない。	第1条 行進又は集団示威運動で街路を行進し、又は占拠することにより街路を使用する他人の個人的権利を排除し、若しくは妨害するに至るべきものは公安委員会の許可を受けないで行つてはならない。
第4条 公安委員会は、第2条の規定による申請があつたときは、行進又は集団示威運動が公安に <u>差迫つた危険</u> を及ぼすことが明らかである場合のほかは許可しなければならない。	第4条 公安委員会は、第2条の規定による申請があつたときは、行進又は集団示威運動が公安に <u>差し迫つた危険</u> を及ぼすことが明らかである場合のほかは許可しなければならない。
②・③（略）	②・③（略）
第5条 第1条の規定に違反して <u>行なわれた</u> 行進又は集団示威運動を計画し、若しくはこれに参加した者、又は第3条に規定する申請書に虚偽の事項を記載した者は、1年以下の懲役又は50,000円以下の罰金に処する。	第5条 第1条の規定に違反して <u>行われた</u> 行進又は集団示威運動を計画し、若しくはこれに参加した者、又は第3条に規定する申請書に虚偽の事項を記載した者は、1年以下の懲役又は50,000円以下の罰金に処する。
②（略）	②（略）

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（緊急事態における特例）</p> <p>第3条 前条の規定にかかわらず、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し、必要な場合においては、宣誓を行なう前においても、職員にその職務を行わせることができる。</p>	<p>（緊急事態における特例）</p> <p>第3条 前条の規定にかかわらず、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し、必要な場合においては、宣誓を行なう前においても、職員にその職務を行わせることができる。</p>

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（給料支給の始期及び終期）</p> <p>第9条 新たに職員となつた者には、その日から給料を支給し、昇給、減給等により給料額に異動を生じた者には、その当日から新たに定められた給料を支給する。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第27条 職員が欠勤、遅参、早退その他の事由により所定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。ただし、第12条の規定に該当する場合その他勤務しないことにつき特に承認のあつた場合（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年条例第19号）第2条に定める場合以外で法第52条の規定による職員団体等のためその業務又は活動に従事する場合を除く。）で、任命権者がやむを得ないと認めたときは、給与を減額しない。</p>	<p>（給料支給の始期及び終期）</p> <p>第9条 新たに職員となつた者には、その日から給料を支給し、昇給、減給等により給料額に異動を生じた者には、その当日から新たに定められた給料を支給する。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第27条 職員が欠勤、遅参、早退その他の事由により所定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。ただし、第12条の規定に該当する場合その他勤務しないことにつき特に承認のあつた場合（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年条例第19号）第2条に定める場合以外で法第52条の規定による職員団体等のためその業務又は活動に従事する場合を除く。）で、任命権者がやむを得ないと認めたときは、給与を減額しない。</p>
<p>附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 平成2年3月31日以前から引き続き在職する職員（附則第3項に</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 平成2年3月31日以前から引き続き在職する職員（附則第3項に</p>

該当する者及び堺市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和59年規則第22号。以下「規則」という。）附則第2項各号の規定のいずれかに該当する者を除く。）については、前項の規定に基づく昇給を行つた後において、第7条第1項又は第3項ただし書の規定に基づく昇給を平成2年4月1日以後最初に行う場合には、第7条第1項中「12月」とあるのは「21月（昭和56年度中に採用した者（規則附則第2項第1号ただし書の規定に該当する者を除く。）については、1・5月）」と、同条第3項ただし書中「18月」とあるのは「27月」とそれぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

6～32 (略)

該当する者及び堺市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和59年規則第22号。以下「規則」という。）附則第2項各号の規定のいずれかに該当する者を除く。）については、前項の規定に基づく昇給を行つた後において、第7条第1項又は第3項ただし書の規定に基づく昇給を平成2年4月1日以後最初に行う場合には、第7条第1項中「12月」とあるのは「21月（昭和56年度中に採用した者（規則附則第2項第1号ただし書の規定に該当する者を除く。）については、1・5月）」と、同条第3項ただし書中「18月」とあるのは「27月」とそれぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

6～32 (略)

堺市靈園条例（昭和38年条例第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（使用権の承継等） 第12条 墓地を使用する権利（以下「使用権」という。）は、慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する場合又は法令その他別段の定めがある場合のほか、これを承継することができない。	（使用権の承継等） 第12条 墓地を使用する権利（以下「使用権」という。）は、慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する場合又は法令その他別段の定めがある場合のほか、これを承継することができない。
2・3 （略）	2・3 （略）
（使用許可の取消し） 第15条 （略）	（使用許可の取消し） 第15条 （略）
2 （略）	2 （略）
3 使用者が前項の措置を行わなかつたときは、市長においてこれを執行し、その費用を義務者から徴収する。ただし、市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、その費用を徴収しないことができる。	3 使用者が前項の措置を行わなかつたときは、市長においてこれを執行し、その費用を義務者から徴収する。ただし、市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、その費用を徴収しないことができる。
（墓地の変更等） 第18条の2 （略）	（墓地の変更等） 第18条の2 （略）
2 前項の場合の使用料については、変更後の墓地に係る使用料額から既納の使用料額を控除した残額を徴収する。ただし、既納の使用料額が変更後の使用料額より高額であつても、その差額は還付しない。	2 前項の場合の使用料については、変更後の墓地に係る使用料額から既納の使用料額を控除した残額を徴収する。ただし、既納の使用料額が変更後の使用料額より高額であつても、その差額は還付しない。
（禁止行為） 第24条 （略）	（禁止行為） 第24条 （略）

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が禁止する行為
(指定管理者の手続)

第28条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 管理経費の縮減が図られるものであること。

(7) (略)

別表

種別	金額
一般墓地	1平方メートル当たり 420, 000円
碑石、形像類の設置場所	1平方メートル当たり 180, 000円

備考 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止する行為
(指定管理者の指定の手続)

第28条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 管理経費の縮減が図られること。

(7) (略)

別表 (第18条関係)

種別	金額
一般墓地	1平方メートル当たり 420, 000円
碑石、形像類の設置場所	1平方メートル当たり 180, 000円

備考 (略)

災害にかかる応急措置業務従事者に対する損害補償に関する条例（昭和38年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>災害にかかる応急措置業務従事者に対する損害補償に関する条例 (損害補償及び基準)</p> <p>第1条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定に基づき、同法第65条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第2項において準用する同法第63条第2項の規定により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害を有することとなつたときは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）中消防法（昭和23年法律第186号）第25条第2項若しくは第29条第5項（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者又は水防法（昭和24年法律第193号）第17条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受けた損害を補償する。</p>	<p>災害に係る応急措置業務従事者に対する損害補償に関する条例 (損害補償及び基準)</p> <p>第1条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定に基づき、同法第65条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第2項において準用する同法第63条第2項の規定により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害を有することとなつたときは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）中消防法（昭和23年法律第186号）第25条第2項若しくは第29条第5項（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者又は水防法（昭和24年法律第193号）第24条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受けた損害を補償する。</p>

堺市財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例（昭和39年条例第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(譲与又は減額譲渡ができる場合)	(譲与又は減額譲渡ができる場合)
第3条 (略)	第3条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。	(2) 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。
(3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものとの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。	(3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものとの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。
(4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。	(4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。
(譲与又は減額譲渡できる場合)	(譲与又は減額譲渡できる場合)
第6条 (略)	第6条 (略)
(1) 公益上の必要に基づき他の地方公共団体その他公共団体又は私	(1) 公益上の必要に基づき他の地方公共団体その他公共団体又は私

人に物品（工作物であつて解体又は撤去により物品となるべきものを含む。）を譲渡するとき。

(2) (略)

人に物品（工作物であつて解体又は撤去により物品となるべきものを含む。）を譲渡するとき。

(2) (略)

堺市住居表示条例（昭和39年条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(住居番号)	(住居番号)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 市長は <u>第1項の届出</u> 若しくは前項の <u>申し出</u> があつたとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照應していない旨の通知があつたとき、又は実態調査等により住居番号をつけ、変更し、又は廃止する必要を知り得たときは、直ちに必要な措置を講じなければならぬ。	3 市長は、 <u>第1項の届出</u> 若しくは前項の <u>申出</u> があつたとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照應していない旨の通知があつたとき、又は実態調査等により住居番号をつけ、変更し、又は廃止する必要を知り得たときは、直ちに必要な措置を講じなければならぬ。
4 (略)	4 (略)
(住居番号の表示)	(住居番号の表示)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 前項の表示の様式は、 <u>市長が別に定める</u> 。	2 前項の表示の様式は、 <u>規則で定める</u> 。

堺市環境整備資金貸付基金条例（昭和39年条例第33号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（基金の設置）	（基金の設置）
第1条 水洗便所の普及及び排水設備の整備促進を図り、 <u>もつて</u> 環境衛生の向上に資するため、堺市環境整備資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。	第1条 水洗便所の普及及び排水設備の整備促進を図り、 <u>もって</u> 環境衛生の向上に資するため、堺市環境整備資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。
（資格）	（資格）
第5条 基金からの貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる <u>すべて</u> の条件を満たす者でなければならない。	第5条 基金からの貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる <u>全て</u> の条件を満たす者でなければならない。
（1）～（4）（略）	（1）～（4）（略）
（遅延利息）	（遅延利息）
第9条 資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が償還期限までに貸付金を償還しない場合は、償還期限の翌日から償還の日までの期間に応じ、当該金額が1,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年5パーセントの割合を <u>もつて</u> 計算した金額に相当する遅延利息を徴収する。ただし、遅延利息に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。	第9条 資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が償還期限までに貸付金を償還しない場合は、償還期限の翌日から償還の日までの期間に応じ、当該金額が1,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年5パーセントの割合を <u>もって</u> 計算した金額に相当する遅延利息を徴収する。ただし、遅延利息に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
2 （略）	2 （略）
3 管理者は、借受人が償還期限までに償還しなかつたことについてや	3 管理者は、借受人が償還期限までに償還しなかったことについてや

むを得ない事由があると認めたときは、前2項の規定により算出した
遅延利息を減免することができる。

(償還命令)

第10条 (略)

(1) 借受人の責めに帰すべき事由によつて償還を怠つたとき。

(2) ~ (7) (略)

むを得ない事由があると認めたときは、前2項の規定により算出した
遅延利息を減免することができる。

(償還命令)

第10条 (略)

(1) 借受人の責めに帰すべき事由によつて償還を怠つたとき。

(2) ~ (7) (略)

堺市衛生研究所条例（昭和39年条例第40号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(業務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食品衛生、環境衛生又は医薬品衛生に係る<u>理科学的検査</u>に関する こと。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食品衛生、環境衛生又は医薬品衛生に係る<u>理化学的検査</u>に関する こと。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

職員団体の登録に関する条例（昭和41年条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(登録の申請)	(登録の申請)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1) 理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業）	(1) 理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業）
(2) <u>すべて</u> の事務所の所在地	(2) <u>全て</u> の事務所の所在地
(3) 連合体である職員団体にあつては、その構成団体の名称	(3) 連合体である職員団体にあつては、その構成団体の名称
2 (略)	2 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 法第53条第4項の規定に従つて、組織されていることを証明する書類	(2) 法第53条第4項の規定に従つて、組織されていることを証明する書類
(規約等の変更又は解散の届出)	(規約等の変更又は解散の届出)
第4条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第2条第1項に規定する申請書の記載事項に変更があつたとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から10日以内に、その旨を記載した正副2通の届出書を、その代表者を通じて人事委員会に提出しなければならない。	第4条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第2条第1項に規定する申請書の記載事項に変更があつたとき、又は解散したときは、その事由を生じた日から10日以内に、その旨を記載した正副2通の届出書を、その代表者を通じて人事委員会に提出しなければならない。
2・3 (略)	2・3 (略)
(登録の効力停止及び取消の通知)	(登録の効力停止及び取消の通知)
第5条 人事委員会は、法第53条第6項の規定により職員団体の登録	第5条 人事委員会は、法第53条第6項の規定により職員団体の登録

の効力を停止したとき又は登録を取り消したときは、その旨を記載した書面をもつて当該職員団体に通知しなければならない

の効力を停止したとき又は登録を取り消したときは、その旨を記載した書面をもつて当該職員団体に通知しなければならない

堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（通勤）	（通勤）
第2条の2 （略）	第2条の2 （略）
2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が日常生活上必要な行為 <u>であつて</u> 規則で定めるものをやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。	2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が日常生活上必要な行為 <u>であつて</u> 規則で定めるものをやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。
（認定委員会）	（認定委員会）
第4条 （略）	第4条 （略）
2 認定委員会は、委員5人を <u>もつて</u> 組織する。	2 認定委員会は、委員5人を <u>もつて</u> 組織する。
3～9 （略）	3～9 （略）
（補償基礎額）	（補償基礎額）
第5条 （略）	第5条 （略）
(1)・(2) （略）	(1)・(2) （略）
(3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病が確定した日において、その者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議し	(3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病が確定した日において、その者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議し

て別に定める額)

(4) 報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額

(療養補償)

第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかつた場合においては、療養補償として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

(傷病補償年金)

第8条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める傷病等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

(1) 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

(2) (略)

2 (略)

(障害補償)

第9条 職員の公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治つたとき、別表第2に定める第1級か

て別に定める額)

(4) 報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額

(療養補償)

第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかつた場合においては、療養補償として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

(傷病補償年金)

第8条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める傷病等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

(1) 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

(2) (略)

2 (略)

(障害補償)

第9条 職員の公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治つたとき、別表第2に定める第1級か

ら第7級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(休業補償等の制限)

第10条 実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となつた事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償、傷病補償年金又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができる。

2 実施機関は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき、休業補償を受ける者にあつては10日間(10日未満の補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間)についての休業補償を、傷病補償年金を受ける者にあつては傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わないことができる。

ら第7級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(休業補償等の制限)

第10条 実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となつた事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償、傷病補償年金又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができる。

2 実施機関は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき、休業補償を受ける者にあつては10日間(10日未満の補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間)についての休業補償を、傷病補償年金を受ける者にあつては傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わないことができる。

(介護補償)

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護をする状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は行わない。

(1)～(3) (略)

(遺族補償年金)

第12条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第3項において同じ。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1) 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、60歳以上であること。

(介護補償)

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護をする状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は行わない。

(1)～(3) (略)

(遺族補償年金)

第12条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第3項において同じ。）以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

(1) 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、60歳以上であること。

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

(1)・(2) (略)

(3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

(4) 離縁によつて、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

(5) (略)

(6) 前条第1項第4号の障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については職員の死亡の当時60歳以上であつたとき、子又は孫については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は職員の死亡の当時60歳以上であつたときを除く。）。

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その者は遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

（遺族補償一時金）

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

(1)・(2) (略)

(3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

(4) 離縁によつて、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

(5) (略)

(6) 前条第1項第4号の障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については職員の死亡の当時60歳以上であつたとき、子又は孫については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は職員の死亡の当時60歳以上であつたときを除く。）。

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その者は遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

（遺族補償一時金）

第14条 (略)

(1)・(2) (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によつて生計を維持していたもの

(4) (略)

3 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族補償一時金の額は、第1項第1号の場合にあつては、補償基礎額の400倍に相当する金額、同項第2号の場合にあつては、補償基礎額の400倍に相当する金額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

(審査)

第18条 (略)

2 前項の申立てがあつたときは、審査会は、速やかにこれを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

第14条 (略)

(1)・(2) (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によつて生計を維持していたもの

(4) (略)

3 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族補償一時金の額は、第1項第1号の場合にあつては、補償基礎額の400倍に相当する金額、同項第2号の場合にあつては、補償基礎額の400倍に相当する金額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

(審査)

第18条 (略)

2 前項の申立てがあつたときは、審査会は、速やかにこれを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

(審査会)

第19条 (略)

2 審査会は、委員3人をもつて組織する。

3~8 (略)

（通勤による災害に係る費用の一部負担金）

第22条の2 (略)

2 この条例により前項の職員に支給すべき補償がある場合又は当該補償がない場合において当該職員に支給すべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれ、その支給すべき補償の額又は給与から同項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わって納付することができる。

附 則

(障害補償年金差額一時金)

第2条の3 (略)

2 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(審査会)

第19条 (略)

2 審査会は、委員3人をもつて組織する。

3~8 (略)

（通勤による災害に係る費用の一部負担金）

第22条の2 (略)

2 この条例により前項の職員に支給すべき補償がある場合又は当該補償がない場合において当該職員に支給すべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれ、その支給すべき補償の額又は給与から同項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わって納付することができる。

附 則

(障害補償年金差額一時金)

第2条の3 (略)

2 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(遺族補償一時金の額の特例)

第4条 遺族補償一時金の額は、当分の間、第14条第4項の規定にかかわらず、補償基礎額の400倍に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た金額（第14条第1項第2号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

(1)～(3) (略)

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第4条の2 (略)

2 次の表の左欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第12条第1項第4号に規定する者であつて第13条第1項第6号に該当するに至らないものを除く。）は、第12条第1項（前項において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第12条第3項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第13条第2項中「各号の一」とあるのは「第1号から第4号までのいずれか」とする。

(遺族補償一時金の額の特例)

第4条 遺族補償一時金の額は、当分の間、第14条第4項の規定にかかわらず、補償基礎額の400倍に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た金額（第14条第1項第2号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

(1)～(3) (略)

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第4条の2 (略)

2 次の表の左欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第12条第1項第4号に規定する者であつて第13条第1項第6号に該当するに至らないものを除く。）は、第12条第1項（前項において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第12条第3項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第13条第2項中「各号の一」とあるのは「第1号から第4号までのいずれか」とする。

(略)

3 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第12条第1項（第1項において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 (略)

(他の法令による給付との調整)

第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(略)

(略)

3 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第12条第1項（第1項において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 (略)

(他の法令による給付との調整)

第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(略)

2 (略)

2 (略)

市街地におけるあき地の清潔保持等に関する条例（昭和44年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) あき地 現に人が使用していない土地（現に人が使用している土地<u>であつても</u>、相当の空閑部分を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。）で市長が指定するものをいう。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 不良状態 人が使用せず、又は適切な管理を行つていないために、廃棄物の投棄を招く原因となり、又は雑草が繁茂することにより、次の各号の一に該当すると認められる土地の状態をいう。</p> <p>ア～ウ （略）</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) あき地 現に人が使用していない土地（現に人が使用している土地<u>であつても</u>、相当の空閑部分を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。）で市長が指定するものをいう。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 不良状態 人が使用せず、又は適切な管理を行つていないために、廃棄物の投棄を招く原因となり、又は雑草が繁茂することにより、次の各号の一に該当すると認められる土地の状態をいう。</p> <p>ア～ウ （略）</p>

元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例（昭和45年条例第31号）新旧
対照表

現行	改正後（案）
（定義）	（定義）
第2条（略）	第2条（略）
2（略）	2（略）
3 この条例において「退職」とは、職員が死亡以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日に再び職員となつた場合におけるその職員でなくなることを除く。）をいう。	3 この条例において「退職」とは、職員が死亡以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日に再び職員となつた場合におけるその職員でなくなることを除く。）をいう。
（在職期間の計算）	（在職期間の計算）
第5条（略）	第5条（略）
2 退職した後、再び就職したときは、前後の在職期間を合算する。ただし、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき在職期間を計算する場合には、前に退職一時金の基礎となつた在職期間については、この限りでない。	2 退職した後、再び就職したときは、前後の在職期間を合算する。ただし、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき在職期間を計算する場合には、前に退職一時金の基礎となつた在職期間については、この限りでない。
3（略）	3（略）
（給付額の算定の基礎となる給料）	（給付額の算定の基礎となる給料）
第6条 給付額の算定の基準となるべき給料は、退職した日（在職中死亡した場合は、その死亡した日。以下次項において同じ。）における給料とし、その30分の1に相当する額をもつて給料日額とする。	第6条 給付額の算定の基準となるべき給料は、退職した日（在職中死亡した場合は、その死亡した日。以下次項において同じ。）における給料とし、その30分の1に相当する額をもつて給料日額とする。
2 給付事由の生じた日の属する月以前1年内に1年前の給料（在職期	2 給付事由の生じた日の属する月以前1年内に1年前の給料（在職期

間1年未満であるときは、就職した月の給料。以下この項において同じ。) より1号給をこえる昇給があつた場合は、1年前の給料より1号給上位の給料を退職した日における給料として、前項の規定を適用する。

3 (略)

4 公務により病気にかかり、又は負傷したため退職し若しくは死亡した者、退職手当の支給基準その他について特別に講じられる勧しよう措置により退職した者又はその他その者の事情によらないで退職した者で市長が別に定めるものに対しては、第2項の規定の適用については、同項中「1号給をこえる昇給」とあるのは「2号給をこえる昇給」と、「1号給上位の給料」とあるのは「2号給上位の給料」とする。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第7条 給付を受ける権利を有する者が死亡した場合においてその者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第10条及び第11条の規定に準じて、これをその者の遺族（遺族年金については、これらの給付に係る職員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

(年金を受けるべき遺族の範囲)

第8条 年金を受けるべき遺族の範囲は、職員又は職員であつた者の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫及び祖父母で職員又は職員であつた

間1年未満であるときは、就職した月の給料。以下この項において同じ。) より1号給を超える昇給があつた場合は、1年前の給料より1号給上位の給料を退職した日における給料として、前項の規定を適用する。

3 (略)

4 公務により病気にかかり、又は負傷したため退職し若しくは死亡した者、退職手当の支給基準その他について特別に講じられる勧しよう措置により退職した者又はその他その者の事情によらないで退職した者で市長が別に定めるものに対しては、第2項の規定の適用については、同項中「1号給を超える昇給」とあるのは「2号給を超える昇給」と、「1号給上位の給料」とあるのは「2号給上位の給料」とする。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第7条 給付を受ける権利を有する者が死亡した場合においてその者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第10条及び第11条の規定に準じて、これをその者の遺族（遺族年金については、これらの給付に係る職員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

(年金を受けるべき遺族の範囲)

第8条 年金を受けるべき遺族の範囲は、職員又は職員であつた者の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫及び祖父母で職員又は職員であつた

者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。

- 2 前項に規定する遺族のうち、子又は孫については、18歳未満でまだ配偶者がない者又は職員であつた者の死亡当時から引き続き心身の著しい障害により生活資料を得るみちがない者に限るものとし、職員又は職員であつた者の死亡当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとみなす。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)

第9条 (略)

- (1) 職員又は職員であつた者の配偶者
- (2) 職員又は職員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で職員又は職員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者を除くほか、職員又は職員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者
- (4) 職員又は職員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第2号に該当しない者

(遺族の順位)

第10条 (略)

- 2 (略)

者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。

- 2 前項に規定する遺族のうち、子又は孫については、18歳未満でまだ配偶者がない者又は職員であつた者の死亡当時から引き続き心身の著しい障害により生活資料を得るみちがない者に限るものとし、職員又は職員であつた者の死亡当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとみなす。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)

第9条 (略)

- (1) 職員又は職員であつた者の配偶者
- (2) 職員又は職員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で職員又は職員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者を除くほか、職員又は職員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者
- (4) 職員又は職員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第2号に該当しない者

(遺族の順位)

第10条 (略)

- 2 (略)

3 先順位者となることができる者が後順位者より、又は同順位者となることができる者が他の同順位者である者より後に生ずるに至ったときは、前2項の規定はその時から適用する。

(同順位者が2人以上ある場合の給付)

第11条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

(年金の支給期間及び支給期日)

第12条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月までの分を支給する。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3・4 (略)

(退職年金)

第15条 (略)

2 退職年金の額は、給料の4月分に相当する金額とし、在職期間が17年をこえるときは、その金額にそのこえる年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この章において同じ。）1年につき給料日額の4日分に相当する金額を加えた金額とする。

3 (略)

(1) 当該退職一時金の基礎となつた期間の年数を、給料日額の26日

3 先順位者となることができる者が後順位者より、又は同順位者となることができる者が他の同順位者である者より後に生ずるに至ったときは、前2項の規定はその時から適用する。

(同順位者が2人以上ある場合の給付)

第11条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

(年金の支給期間及び支給期日)

第12条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月までの分を支給する。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなった日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3・4 (略)

(退職年金)

第15条 (略)

2 退職年金の額は、給料の4月分に相当する金額とし、在職期間が17年を超えるときは、その金額にその超える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この章において同じ。）1年につき給料日額の4日分に相当する金額を加えた金額とする。

3 (略)

(1) 当該退職一時金の基礎となつた期間の年数を、給料日額の26日

分に相当する金額に乘じて得た金額

(退職年金の額の改定)

第17条 職員で退職年金を受ける権利を有する者が再び就職し退職したときは、その職員の前後の在職期間を合算して退職年金の額を改定するものとし、この場合において、その改定額が改定前の退職年金の額より少ないとときは、その改定前の額をもつて改定額とする。

(遺族年金)

第21条 次の各号の一に該当するときは、職員であつた者の遺族に遺族年金を支給する。

(1)・(2) (略)

2 遺族年金の額は、次の区分による金額とする。

(1) (略)

(2) 在職期間17年以上の者が、退職年金の支給を受けないで死亡したときは、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額の2分の1

(遺族年金の停止)

第22条 (略)

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

(遺族年金の失権)

分に相当する金額に乘じて得た金額

(退職年金の額の改定)

第17条 職員で退職年金を受ける権利を有する者が再び就職し退職したときは、その職員の前後の在職期間を合算して退職年金の額を改定するものとし、この場合において、その改定額が改定前の退職年金の額より少ないとときは、その改定前の額をもつて改定額とする。

(遺族年金)

第21条 次の各号の一に該当するときは、職員であつた者の遺族に遺族年金を支給する。

(1)・(2) (略)

2 遺族年金の額は、次の区分による金額とする。

(1) (略)

(2) 在職期間17年以上の者が、退職年金の支給を受けないで死亡したときは、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額の2分の1

(遺族年金の停止)

第22条 (略)

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

(遺族年金の失権)

第23条 遺族年金を受ける権利を有する者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その権利を失う。

- (1) (略)
- (2) 婚姻したとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）
- (3) 3親等内の親族以外の者の養子となつたとき。
- (4) 死亡した職員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。
- (5) (略)
- (6) 別表1に掲げる程度の障害の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

2 (略)

(年金者遺族一時金)

第24条 次の各号の一に該当するときは、職員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。

- (1)・(2) (略)
- (3) 在職期間17年未満の者に係る遺族年金を受ける権利を有する者がその権利を失つた場合において、以後年金を受けるべき遺族がないとき。
- (4)・(5) (略)
- (年金者遺族一時金の額)

第23条 遺族年金を受ける権利を有する者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その権利を失う。

- (1) (略)
- (2) 婚姻したとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）
- (3) 3親等内の親族以外の者の養子となつたとき。
- (4) 死亡した職員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。
- (5) (略)
- (6) 別表1に掲げる程度の障害の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

2 (略)

(年金者遺族一時金)

第24条 次の各号の一に該当するときは、職員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。

- (1)・(2) (略)
- (3) 在職期間17年未満の者に係る遺族年金を受ける権利を有する者がその権利を失つた場合において、以後年金を受けるべき遺族がないとき。
- (4)・(5) (略)
- (年金者遺族一時金の額)

第25条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 前条第4号に該当する場合においては、すでに支給を受けた退職年金又は遺族年金の総額が、その職員が受けた、又は受けるべきであつた退職年金の額の6年分に満たないときは、その差額

(5) 前条第5号に該当する場合においては、その職員が死亡のときににおいて退職したとすれば受けるべきであつた退職年金の額の6年分(給付の制限)

第26条 遺族給付の支給を受けるべき者が職員、職員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意に死に至らせたときは、その者については、当該遺族給付は、行なわない。職員又は職員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意に死に至らせた者についても、同様とする。

第27条 市が給付の支給に關し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれを応じないときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行なわぬことができる。

第28条 職員若しくは職員であつた者が禁こ以上の刑に処せられたとき、又は職員が懲戒処分によつて退職したときは、その者には、その在職期間に係る給付の全部又は一部を行なわぬことができる。

2 遺族給付を受ける権利を有する者が禁こ以上の刑に処せられたときは、その者には、遺族給付の一部を行なわぬことができる。

第25条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 前条第4号に該当する場合においては、すでに支給を受けた退職年金又は遺族年金の総額が、その職員が受けた、又は受けるべきであつた退職年金の額の6年分に満たないときは、その差額

(5) 前条第5号に該当する場合においては、その職員が死亡のときににおいて退職したとすれば受けるべきであつた退職年金の額の6年分(給付の制限)

第26条 遺族給付の支給を受けるべき者が職員、職員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意に死に至らせたときは、その者については、当該遺族給付は、行なわない。職員又は職員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意に死に至らせた者についても、同様とする。

第27条 市が給付の支給に關し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれを応じないときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行なわぬことができる。

第28条 職員若しくは職員であつた者が禁こ以上の刑に処せられたとき、又は職員が懲戒処分によつて退職したときは、その者には、その在職期間に係る給付の全部又は一部を行なわぬことができる。

2 遺族給付を受ける権利を有する者が禁こ以上の刑に処せられたときは、その者には、遺族給付の一部を行なわぬことができる。

3 (略)

(他の地方公共団体の職員としての在職期間の通算)

第29条 都道府県又は他の市町村の職員（当該地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受ける者に限る。）であつた者で引き続いて職員となつたものが退職（在職中の死亡を含む。附則第4条及び附則第5条を除き、以下同じ。）した場合において、当該就職前の都道府県又は他の市町村の職員としての在職期間（以下本章において「当該就職前の在職期間」という。）と当該就職後の在職期間とを合算して17年に達するときは、当該就職前の在職期間を当該就職後の在職期間に通算する。

2 (略)

(退職年金権者等の適用除外)

第30条 前条の場合において、職員となつた者が第15条第1項に規定する退職年金権又は普通恩給権若しくはこれに相当する都道府県の退職年金権若しくは市町村の退職年金権を有する者であるときは、その者については、前条の規定は、適用しない。

2 恩給法（大正12年法律第48号）第2条第1項に規定する増加恩給又はこれに相当する都道府県の公務傷病年金若しくは市町村の公務障病年金を受ける権利を有するに至つた者については、前条の規定は、適用しない。

(時効)

第32条 この条例に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じ

3 (略)

(他の地方公共団体の職員としての在職期間の通算)

第29条 都道府県又は他の市町村の職員（当該地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受ける者に限る。）であつた者で引き続いて職員となつたものが退職（在職中の死亡を含む。附則第4条及び附則第5条を除き、以下同じ。）した場合において、当該就職前の都道府県又は他の市町村の職員としての在職期間（以下本章において「当該就職前の在職期間」という。）と当該就職後の在職期間とを合算して17年に達するときは、当該就職前の在職期間を当該就職後の在職期間に通算する。

2 (略)

(退職年金権者等の適用除外)

第30条 前条の場合において、職員となつた者が第15条第1項に規定する退職年金権又は普通恩給権若しくはこれに相当する都道府県の退職年金権若しくは市町村の退職年金権を有する者であるときは、その者については、前条の規定は、適用しない。

2 恩給法（大正12年法律第48号）第2条第1項に規定する増加恩給又はこれに相当する都道府県の公務傷病年金若しくは市町村の公務障病年金を受ける権利を有するに至つた者については、前条の規定は、適用しない。

(時効)

第32条 この条例に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じ

た日から 5 年間行なわないときは、時効により消滅する。

(退隠料条例職員であつた者が再就職した場合の特例)

第34条 堺市有給吏員退隠料条例（昭和11年条例第3号）の適用を受ける職員（以下「退隠料条例職員」という。）であつた者（本市退隠料受給権を有する者を除く。）で再び就職し退職した場合において、前の退隠料条例職員期間と再び就職した後の在職期間とを合算して17年に達するときは、前の退隠料条例職員としての在職期間を再び就職した後の在職期間に通算する。

2 (略)

(編入町村職員の取扱)

第35条 本市に編入された町村の職員で引き続き職員となつた者のその引き続く町村職員としての在職期間は、職員の在職期間に通算する。ただし、大阪府町村職員恩給組合から退職年金又は退職一時金若しくはこれらに相当する給付を受けた場合におけるその給付の基礎となつた在職期間は、通算しない。

附 則

(外国政府職員期間のある者の特例)

第2条 (略)

(1) 外国政府職員として昭和20年8月8日まで在職し、職員となつた者

(2) (略)

た日から 5 年間行なわないときは、時効により消滅する。

(退隠料条例職員であつた者が再就職した場合の特例)

第34条 堺市有給吏員退隠料条例（昭和11年条例第3号）の適用を受ける職員（以下「退隠料条例職員」という。）であつた者（本市退隠料受給権を有する者を除く。）で再び就職し退職した場合において、前の退隠料条例職員期間と再び就職した後の在職期間とを合算して17年に達するときは、前の退隠料条例職員としての在職期間を再び就職した後の在職期間に通算する。

2 (略)

(編入町村職員の取扱)

第35条 本市に編入された町村の職員で引き続き職員となつた者のその引き続く町村職員としての在職期間は、職員の在職期間に通算する。ただし、大阪府町村職員恩給組合から退職年金又は退職一時金若しくはこれらに相当する給付を受けた場合におけるその給付の基礎となつた在職期間は、通算しない。

附 則

(外国政府職員期間のある者の特例)

第2条 (略)

(1) 外国政府職員として昭和20年8月8日まで在職し、職員となつた者

(2) (略)

(3) 外国政府職員として引き続き在職しその後において市吏員となつた者で、次に掲げる者のいずれかに該当するもの 当該外国政府職員としての在職年月数

ア (略)

イ 外国政府職員としての職務に起因する負傷又は疾病のため、外国政府職員として引き続き昭和20年8月8日まで在職することができなかつた者

2 退隠料条例職員であつた者で再び就職し退職した場合において、前項の規定による職員としての在職期間と退隠料条例職員としての在職期間とを合算して最短年金年限に達するときは、退隠料条例職員としての在職期間を職員としての在職期間に合算する。

3 前項の規定に該当しない職員であつて退隠料条例職員として在職期間を有する者については、第1項の外国政府職員としての在職期間は職員としての在職期間若しくは退隠料条例職員としての在職期間の年数計算に関し、いずれか有利な期間に合算するものとする。

4～7 (略)

第2条の2 職員の在職年に加えられることとされている外国政府職員としての在職年月数を有する者のうち、外国政府職員として昭和20年8月8日まで在職し、同日以後引き続き海外にあつた者の在職年の計算については、外国政府職員としての在職年月数をえた在職年に、さらに、当該外国政府職員でなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月（同月において職員となつた場合においては、その

(3) 外国政府職員として引き続き在職しその後において市吏員となつた者で、次に掲げる者のいずれかに該当するもの 当該外国政府職員としての在職年月数

ア (略)

イ 外国政府職員としての職務に起因する負傷又は疾病のため、外国政府職員として引き続き昭和20年8月8日まで在職することができなかつた者

2 退隠料条例職員であつた者で再び就職し退職した場合において、前項の規定による職員としての在職期間と退隠料条例職員としての在職期間とを合算して最短年金年限に達するときは、退隠料条例職員としての在職期間を職員としての在職期間に合算する。

3 前項の規定に該当しない職員であつて退隠料条例職員として在職期間を有する者については、第1項の外国政府職員としての在職期間は職員としての在職期間若しくは退隠料条例職員としての在職期間の年数計算に関し、いずれか有利な期間に合算するものとする。

4～7 (略)

第2条の2 職員の在職年に加えられることとされている外国政府職員としての在職年月数を有する者のうち、外国政府職員として昭和20年8月8日まで在職し、同日以後引き続き海外にあつた者の在職年の計算については、外国政府職員としての在職年月数をえた在職年に、さらに、当該外国政府職員でなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月（同月において職員となつた場合においては、その

前月)までの期間(未帰還者留守家族援護法(昭和28年法律第161号)第2条に規定する未帰還者と認められる期間に限る。)の年月数を加えたものによる。

2 (略)

(外国特殊機関の職員期間のある者の特例)

第4条 附則第2条から第2条の5までの規定は、法律第155号附則第43条の2第1項に規定する外国特殊機関の職員(以下「外国特殊機関職員」という。)として在職したことのある職員について準用する。この場合において、附則第2条及び第2条の2の規定中「外国政府職員」とあるのは「外国特殊機関職員」と、附則第2条第4項中「もののうち昭和45年11月30日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は同年12月1日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和48年10月1日(法律第155号附則第43条の2第2項に規定する政令指定職員にあつては、昭和51年7月1日)から」と読み替えるものとする。

(日本赤十字社救護員の期間のある者の特例)

第5条 旧日本赤十字社令(明治43年勅令第228号)の規定に基づき、事変地又は戦地において旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務(以下「戦地勤務」という。)に服した日本赤十字社の救護員(法律第155号附則第41条の2第1項に規定する者に限る。以下「救護員」という。)であつた者で職員となつたものの退職年金の基礎となるべき職員としての在職年数の計算については、戦地勤務に服した月(公務員を退職

前月)までの期間(未帰還者留守家族援護法(昭和28年法律第161号)第2条に規定する未帰還者と認められる期間に限る。)の年月数を加えたものによる。

2 (略)

(外国特殊機関の職員期間のある者の特例)

第4条 附則第2条から第2条の5までの規定は、法律第155号附則第43条の2第1項に規定する外国特殊機関の職員(以下「外国特殊機関職員」という。)として在職したことのある職員について準用する。この場合において、附則第2条及び第2条の2の規定中「外国政府職員」とあるのは「外国特殊機関職員」と、附則第2条第4項中「もののうち昭和45年11月30日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は同年12月1日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和48年10月1日(法律第155号附則第43条の2第2項に規定する政令指定職員にあつては、昭和51年7月1日)から」と読み替えるものとする。

(日本赤十字社救護員の期間のある者の特例)

第5条 旧日本赤十字社令(明治43年勅令第228号)の規定に基づき、事変地又は戦地において旧陸軍又は海軍の戦時衛生勤務(以下「戦地勤務」という。)に服した日本赤十字社の救護員(法律第155号附則第41条の2第1項に規定する者に限る。以下「救護員」という。)であつた者で職員となつたものの退職年金の基礎となるべき職員としての在職年数の計算については、戦地勤務に服した月(公務員を退職

した月に戦地勤務に服した場合においては、その翌月)から戦地勤務に服さなくなつた月(戦地勤務に服さなくなつた月に公務員となつた場合においては、その前月)までの救護員としての在職年数を加えたものによる。

2 前項の事変地又は戦地の区域及びその区域が事変地又は戦地であつた期間は、恩給法の一部を改正する法律附則第41条の2の日本赤十字社の救護員の範囲等を定める政令(昭和41年政令第245号)第2条に規定する区域及び期間とする。

3 (略)

第6条 職員の在職年に加えることとされている救護員としての在職年月数を有する者のうち、救護員として昭和20年8月9日以後戦地勤務に服していた者で、当該戦地勤務に引き続き海外にあつたものの退職年金の基礎となるべき職員としての在職年の計算については、当該戦地勤務に服さなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において公務員となつた場合においては、その前月)までの期間(未帰還者留守家族等援護法第2条に規定する未帰還者と認められる期間に限る。)の年月数を加えたものによる。

2 (略)

別表第1

障害の程度	番号	障害の状態
1級	1	両眼の視力0.02以下に減じたもの又は1眼失明し他眼

した月に戦地勤務に服した場合においては、その翌月)から戦地勤務に服さなくなつた月(戦地勤務に服さなくなつた月に公務員となつた場合においては、その前月)までの救護員としての在職年数を加えたものによる。

2 前項の事変地又は戦地の区域及びその区域が事変地又は戦地であつた期間は、恩給法の一部を改正する法律附則第41条の2の日本赤十字社の救護員の範囲等を定める政令(昭和41年政令第245号)第2条に規定する区域及び期間とする。

3 (略)

第6条 職員の在職年に加えることとされている救護員としての在職年月数を有する者のうち、救護員として昭和20年8月9日以後戦地勤務に服していた者で、当該戦地勤務に引き続き海外にあつたものの退職年金の基礎となるべき職員としての在職年の計算については、当該戦地勤務に服さなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月(同月において公務員となつた場合においては、その前月)までの期間(未帰還者留守家族等援護法第2条に規定する未帰還者と認められる期間に限る。)の年月数を加えたものによる。

2 (略)

別表第1

障害の程度	番号	障害の状態
1級	1	両眼の視力0.02以下に減じたもの又は1眼失明し他眼

	の視力0.06以下に減じたもの そしやく又は言語の機能を廃したもの 両腕を腕関節以上で <u>失つた</u> もの 両足を足関節以上で <u>失つた</u> もの 両腕の用を全く廃したもの 両足の用を全く廃したもの 10指を <u>失つた</u> もの 前各号に掲げるもののほか、負傷又は疾病により、重度の精神障害又は身体障害を残し勤労能力を喪失したもの		の視力0.06以下に減じたもの そしやく又は言語の機能を廃したもの 両腕を腕関節以上で <u>失つた</u> もの 両足を足関節以上で <u>失つた</u> もの 両腕の用を全く廃したもの 両足の用を全く廃したもの 10指を <u>失つた</u> もの 前各号に掲げるもののほか、負傷又は疾病により、重度の精神障害又は身体障害を残し勤労能力を喪失したもの
2級	.1 両眼の視力0.1以下に減じたもの 2 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解し得ないもの 3 せき柱に著しい機能障害を残すもの 4 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 5 1手のおや指及びひとさし指をあわせて4指を <u>失つた</u> もの 6 10指の用を廃したもの 7 1腕の3大関節中2関節の用を廃したもの 8 1足の3大関節中2関節の用を廃したもの 9 1足を足関節以上で <u>失つた</u> もの 10 10の <u>あしゆび</u> を <u>失つた</u> もの 11 前各号に掲げるもののほか、負傷又は疾病により、精神障	2級	1 両眼の視力0.1以下に減じたもの 2 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解し得ないもの 3 せき柱に著しい機能障害を残すもの 4 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 5 1手のおや指及びひとさし指をあわせて4指を <u>失つた</u> もの 6 10指の用を廃したもの 7 1腕の3大関節中2関節の用を廃したもの 8 1足の3大関節中2関節の用を廃したもの 9 1足を足関節以上で <u>失つた</u> もの 10 10の <u>足指</u> を <u>失つた</u> もの 11 前各号に掲げるもののほか、負傷又は疾病により、精神障

害又は身体障害を残し勤労能力に高度の制限を有するもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状があるものについては、矯正視力につき測定する。
- 2 指を失つたものとは、おや指はゆび関節、その他の指は第1関節以上を失つたものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半ば以上を失い、又は掌指関節若しくは第1指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

別表第3

職員であつた期間	日数
----------	----

(略)

害又は身体障害を残し勤労能力に高度の制限を有するもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状があるものについては、矯正視力につき測定する。
- 2 指を失つたものとは、おや指はゆび関節、その他の指は第1関節以上を失つたものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半ば以上を失い、又は掌指関節若しくは第1指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

別表第3

職員であつた期間	日数
----------	----

(略)

堺市名誉市民条例（昭和46年条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(選定) 第2条 名誉市民の選定は、議会の議決を得て <u>行なう</u> 。	(選定) 第2条 名誉市民の選定は、議会の議決を得て <u>行う</u> 。
(礼遇) 第5条 名誉市民には、市長が定めるところにより、相当の礼遇を行なうものとする。	(礼遇) 第5条 名誉市民には、市長が定めるところにより、相当の礼遇を行うものとする。

堺市有功章条例（昭和46年条例第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（礼遇）</p> <p>第3条 功労者には、市長が定めるところにより、相当の礼遇を行なうものとする。</p>	<p>（礼遇）</p> <p>第3条 功労者には、市長が定めるところにより、相当の礼遇を行なうものとする。</p>
<p>（表彰の日）</p> <p>第4条 功労者に対する表彰は、開庁記念日（7月26日）に行なう。ただし、市長が特に必要と認めるときは、隨時行なうことができる。</p>	<p>（表彰の日）</p> <p>第4条 功労者に対する表彰は、開庁記念日（7月26日）に行なう。ただし、市長が特に必要と認めるときは、隨時行なうことができる。</p>

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(時間外勤務代休時間)	(時間外勤務代休時間)
第7条の2 任命権者は、堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。第10条第3項及び第12条第3項において「職員給与条例」という。）第19条第3項（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）第17条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、市長の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、市長が定める期間内にある勤務日（休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部を指定することができる。	第7条の2 任命権者は、堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「職員給与条例」という。）第19条第3項（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）第17条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、市長の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、市長が定める期間内にある勤務日（休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部を指定することができる。
2 (略)	2 (略)
(介護時間)	(介護時間)
第12条の2 (略)	第12条の2 (略)
2 (略)	2 (略)

3 介護時間については、職員給与条例第27条ただし書及び学校職員給与条例第31条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、堺市職員の給与に関する条例第25条（学校職員給与条例第30条においてその例によることとされる場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する職員のこの条例の施行の日の属する年における同日以後の休暇の日数は、従前の例によるその者の同年中の休暇の日数（従前の例によつて繰り越された日数を含む。）から同日前において既に使用した休暇の日数を差し引いた日数とする。

3～7 (略)

3 介護時間については、職員給与条例第27条ただし書及び学校職員給与条例第31条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第25条（学校職員給与条例第30条においてその例によることとされる場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する職員のこの条例の施行の日の属する年における同日以後の休暇の日数は、従前の例によるその者の同年中の休暇の日数（従前の例によつて繰り越された日数を含む。）から同日前において既に使用した休暇の日数を差し引いた日数とする。

3～7 (略)

堺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（目的）	（目的）
第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、 <u>もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</u>	第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、 <u>もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</u>
（災害弔慰金の額）	（災害弔慰金の額）
第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合に <u>あつては</u> 5,000,000円とし、その他の場合に <u>あつては</u> 2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。	第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合に <u>あつては</u> 5,000,000円とし、その他の場合に <u>あつては</u> 2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。
（支給の制限）	（支給の制限）
第7条 （略）	第7条 （略）

(1)・(2) (略)

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下この章において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかつた当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

(1)・(2) (略)

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下この章において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかつた当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

堺市立日高少年自然の家条例（昭和50年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（使用団体の管理義務）</p> <p>第8条 使用団体は、使用期間中その使用に係る建物等を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（使用団体の管理義務）</p> <p>第8条 使用団体は、使用期間中その使用に係る建物等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

堺市有給吏員退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和52年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条 堺市有給吏員退隠料条例（昭和11年条例第3号。以下「退隠料条例」という。）又は堺市有給吏員遺族扶助料条例（大正14年条例第2号。以下「遺族扶助料条例」という。）に基づき給する退隠料又は遺族扶助料については、平成12年4月分以降、その年額を、退隠料又は遺族扶助料の年額の計算の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、退隠料条例又は遺族扶助料条例の規定により算出して得た年額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）に改定する。</p> <p>第2条 退隠料又は遺族扶助料（ただし、遺族扶助料条例第3条第1項第1号の規定による場合（以下「公務扶助料」という。）を除く。）で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの平成12年4月分以降の年額が、それぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもつてその年額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(略)</div>	<p>第1条 堺市有給吏員退隠料条例（昭和11年条例第3号。以下「退隠料条例」という。）又は堺市有給吏員遺族扶助料条例（大正14年条例第2号。以下「遺族扶助料条例」という。）に基づき給する退隠料又は遺族扶助料については、平成12年4月分以降、その年額を、退隠料又は遺族扶助料の年額の計算の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、退隠料条例又は遺族扶助料条例の規定により算出して得た年額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）に改定する。</p> <p>第2条 退隠料又は遺族扶助料（ただし、遺族扶助料条例第3条第1項第1号の規定による場合（以下「公務扶助料」という。）を除く。）で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの平成12年4月分以降の年額が、それぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもつてその年額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(略)</div>
第3条 公務扶助料で、平成19年10月分以降の年額が1,814,	第3条 公務扶助料で、平成19年10月分以降の年額が1,814,

000円（扶養遺族がない場合の遺族加算があるときは、1,966,800円）に満たないときは、当該額をもつてその年額とする。

第4条 第1条に規定する退険料又は遺族扶助料で昭和32年3月31日以前に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条において同じ。）したもののうち、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が退険料についての最短退険料受給資格年限以上であり、かつ、旧仮定給料年額（70歳以上の者に給する退険料若しくは遺族扶助料又は70歳未満の妻若しくは子に給する遺族扶助料にあつては、堺市有給吏員退険料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和49年条例第1号）第2条の規定を適用しないとしたならば昭和52年3月31日において受けこととなる退険料若しくは遺族扶助料の年額の計算の基礎となるべき仮定給料年額。以下この条において同じ。）が3,601,600円以下であるものについては、昭和52年8月分以降、堺市有給吏員退険料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例（昭和53年条例第29号）による改正前の第1条の規定により改定された年額を、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める仮定給料年額（70歳以上の者に給する退険料若しくは遺族扶助料又は70歳未満の妻若しくは子に給する遺族扶助料にあつては、当該仮定給料年額の4段階上位の仮定給料年額）を退険当時の給料年額とみなし、退険料条例又は遺族扶助料条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(1) 昭和22年6月30日以前に退職した職員又はその遺族に給する退険料又は遺族扶助料で職員を退職した後35年以上経過した者

000円（扶養遺族がない場合の遺族加算があるときは、1,966,800円）に満たないときは、当該額をもつてその年額とする。

第4条 第1条に規定する退険料又は遺族扶助料で昭和32年3月31日以前に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条において同じ。）したもののうち、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が退険料についての最短退険料受給資格年限以上であり、かつ、旧仮定給料年額（70歳以上の者に給する退険料若しくは遺族扶助料又は70歳未満の妻若しくは子に給する遺族扶助料にあつては、堺市有給吏員退険料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例（昭和49年条例第1号）第2条の規定を適用しないとしたならば昭和52年3月31日において受けこととなる退険料若しくは遺族扶助料の年額の計算の基礎となるべき仮定給料年額。以下この条において同じ。）が3,601,600円以下であるものについては、昭和52年8月分以降、堺市有給吏員退険料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例（昭和53年条例第29号）による改正前の第1条の規定により改定された年額を、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める仮定給料年額（70歳以上の者に給する退険料若しくは遺族扶助料又は70歳未満の妻若しくは子に給する遺族扶助料にあつては、当該仮定給料年額の4段階上位の仮定給料年額）を退険当時の給料年額とみなし、退険料条例又は遺族扶助料条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(1) 昭和22年6月30日以前に退職した職員又はその遺族に給する退険料又は遺族扶助料で職員を退職した後35年以上経過した者

に係るもの 旧仮定給料年額が3, 397, 800円以下のものにあつてはその年額にそれぞれ対応する別表（昭和52年4月1日において適用する別表をいう。以下この項において同じ。）の仮定給料年額の3段階上位の仮定給料年額、旧仮定給料年額が3, 537, 900円のものにあつてはその年額に対応する同表の仮定給料年額の2段階上位の仮定給料年額、旧仮定給料年額が3, 601, 600円のものにあつてはその年額に対応する同表の仮定給料年額の1段階上位の仮定給料年額

(2) 昭和22年6月30日以前に退職した職員又はその遺族に給する退隠料又は遺族扶助料（前号に規定する退隠料又は遺族扶助料を除く。） 旧仮定給料年額が3, 397, 800円以下のものにあつてはその年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額の2段階上位の仮定給料年額、旧仮定給料年額が3, 537, 900円のものにあつてはその年額に対応する同表の仮定給料年額の1段階上位の仮定給料年額

(3) (略)

2 (略)

に係るもの 旧仮定給料年額が3, 397, 800円以下のものにあつてはその年額にそれぞれ対応する別表（昭和52年4月1日において適用する別表をいう。以下この項において同じ。）の仮定給料年額の3段階上位の仮定給料年額、旧仮定給料年額が3, 537, 900円のものにあつてはその年額に対応する同表の仮定給料年額の2段階上位の仮定給料年額、旧仮定給料年額が3, 601, 600円のものにあつてはその年額に対応する同表の仮定給料年額の1段階上位の仮定給料年額

(2) 昭和22年6月30日以前に退職した職員又はその遺族に給する退隠料又は遺族扶助料（前号に規定する退隠料又は遺族扶助料を除く。） 旧仮定給料年額が3, 397, 800円以下のものにあつてはその年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額の2段階上位の仮定給料年額、旧仮定給料年額が3, 537, 900円のものにあつてはその年額に対応する同表の仮定給料年額の1段階上位の仮定給料年額

(3) (略)

2 (略)

堺市同和行政協議会条例（昭和52年条例第44号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(構成)</p> <p>第3条 協議会は、委員若干名を<u>もつて</u>構成し、その委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条 協議会は、委員若干名を<u>もつて</u>構成し、その委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

堺市総合計画審議会条例（昭和56年条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（組織） 第2条 審議会は、委員35人以内をもつて構成する。	（組織） 第2条 審議会は、委員35人以内をもって構成する。
2 (略)	2 (略)

市長等の退職手当に関する条例（昭和56年条例第37号）新旧対照表

現行	改正後（案）
附 則	附 則
1 (略) (経過措置)	1 (略) (経過措置)
2 前項に定める日（以下「施行日」という。）において在職する市長等に対し、施行日以後においてそれぞれ最初に支給する退職手当の算定にあたつては、施行日前における当該市長等としての在職期間は、当該退職手当の算定の基礎となる在職月数に通算する。	2 前項に定める日（以下「施行日」という。）において在職する市長等に対し、施行日以後においてそれぞれ最初に支給する退職手当の算定に当たつては、施行日前における当該市長等としての在職期間は、当該退職手当の算定の基礎となる在職月数に通算する。
3 (略)	3 (略)

堺市議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置及び選挙公報の発行に関する条例（昭和57年条例第19号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（選挙公報の発行手続） 第6条 市委員会は、前条第1項の申請があつたときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。	（選挙公報の発行手続） 第6条 市委員会は、前条第1項の申請があつたときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。
2・3（略）	2・3（略）
（選挙公報の配布） 第7条（略）	（選挙公報の配布） 第7条（略）
2（略）	2（略）
3 区委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ市委員会の承認を得て、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによつて、同項の規定による配布に代えることができる。	3 区委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ市委員会の承認を得て、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによつて、同項の規定による配布に代えることができる。
（選挙公報の発行の中止） 第8条 法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としたくなつたとき、又は天災その他避けることができない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。	（選挙公報の発行の中止） 第8条 法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としたくなつたとき、又は天災その他避けることができない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（定義）	（定義）
第2条 （略）	第2条 （略）
（1）（略）	（1）（略）
（2）ラブホテル 旅館業を目的とする建築物のうち、専ら異性を同伴する客に利用させることを目的とするものであつて、別表第1に定める構造及び設備を有しないものをいう。	（2）ラブホテル 旅館業を目的とする建築物のうち、専ら異性を同伴する客に利用させることを目的とするものであって、別表第1に定める構造及び設備を有しないものをいう。
（3）・（4）（略）	（3）・（4）（略）
（同意の基準）	（同意の基準）
第4条 （略）	第4条 （略）
（1）（略）	（1）（略）
（2）市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的・社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね50以上の建築物が連たんしている地域内に存する土地及び市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際、既に宅地であつた土地	（2）市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的・社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であっておおむね50以上の建築物が連たんしている地域内に存する土地及び市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際、既に宅地であった土地
（3）（略）	（3）（略）
（4）（略）	（4）（略）
2 （略）	2 （略）

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者

(2) (略)

(建築物の検査)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により職員が建築物、建築物の敷地又は建築工事現場に立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者

(2) (略)

(建築物の検査)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により職員が建築物、建築物の敷地又は建築工事現場に立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（特別の設備）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、使用者に<u>代わつて</u>執行し、その費用を使用者から徴収することができる。</p>	<p>（特別の設備）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、使用者に<u>代わつて</u>執行し、その費用を使用者から徴収することができる。</p>
<p>（使用者の管理義務）</p> <p>第10条 使用者は、使用期間中その使用に係る建物、附属設備その他器 具備品等を善良な管理者の注意を<u>もつて</u>管理しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（使用者の管理義務）</p> <p>第10条 使用者は、使用期間中その使用に係る建物、附属設備その他器 具備品等を善良な管理者の注意を<u>もつて</u>管理しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

堺市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由が<u>存しなくなつた</u>と認めるとときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由が<u>存しなくなつた</u>と認めるとときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</p> <p>5 (略)</p>

堺市化製場等に関する条例（昭和59年条例第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可の申請）	（化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可の申請）
第3条 （略）	第3条 （略）
（1） 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）	（1） 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
（2）・（3） （略）	（2）・（3） （略）
（4） 化製場にあつては、製品の種目並びに取扱原料の種目及び処理方法	（4） 化製場にあつては、製品の種目並びに取扱原料の種目及び処理方法
（5） 死亡獣畜取扱場にあつては、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却のいずれを行うものであるかの区別	（5） 死亡獣畜取扱場にあつては、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却のいずれを行うものであるかの区別
（6） 施設（埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、その区域）の構造設備の概要	（6） 施設（埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、その区域）の構造設備の概要
（7） （略）	（7） （略）
2 （略）	2 （略）
（1） 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書	（1） 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
（2）～（4） （略）	（2）～（4） （略）
（変更の届出）	（変更の届出）
第4条 （略）	第4条 （略）
（1） 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事	（1） 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事

務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)

(2)・(3) (略)

2. (略)

(法第8条に規定する施設の設置の許可の申請等)

第6条 第3条（第1項第3号及び第5号を除く。）の規定は法第8条に規定する施設を設けようとする者について、第4条及び前条の規定は法第8条に規定する施設の設置者について準用する。この場合において、これらの規定中「化製場又は死亡獣畜取扱場」とあるのは「施設」と、第3条第1項第4号中「化製場にあつては、製品」とあるのは「製品」と読み替えるものとする。

(動物の飼養等の許可の申請)

第7条 (略)

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

(2)～(4) (略)

2. (略)

(1) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(2)・(3) (略)

(動物飼養等の許可を受けたものとみなされる届出)

第9条 (略)

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事

務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

(2)・(3) (略)

2. (略)

(法第8条に規定する施設の設置の許可の申請等)

第6条 第3条（第1項第3号及び第5号を除く。）の規定は法第8条に規定する施設を設けようとする者について、第4条及び前条の規定は法第8条に規定する施設の設置者について準用する。この場合において、これらの規定中「化製場又は死亡獣畜取扱場」とあるのは「施設」と、第3条第1項第4号中「化製場にあつては、製品」とあるのは「製品」と読み替えるものとする。

(動物の飼養等の許可の申請)

第7条 (略)

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

(2)～(4) (略)

2. (略)

(1) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(2)・(3) (略)

(動物飼養等の許可を受けたものとみなされる届出)

第9条 (略)

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事

務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)

(2)～(4) (略)

2 (略)

務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)

(2)～(4) (略)

2 (略)

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第21号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（登録）	（登録）
第2条 （略）	第2条 （略）
2・3 （略）	2・3 （略）
4 前項の規定による登録の申請があつた場合において、同項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、当該有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。	4 前項の規定による登録の申請があつた場合において、同項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、当該有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
5 （略）	5 （略）
（登録の申請）	（登録の申請）
第3条 （略）	第3条 （略）
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
(2) （略）	(2) （略）
(3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所	(3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所
(4) （略）	(4) （略）
2 （略）	2 （略）
(1) 法人にあつては、登記事項証明書	(1) 法人にあつては、登記事項証明書
(2)～(5) （略）	(2)～(5) （略）

(登録の実施等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があつたときは、次条又は第6条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる事項並びに登録の年月日及び番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2・3 (略)

(登録の拒否)

第5条 (略)

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが~~なくなつた~~日から起算して2年を経過しない者

(2) (略)

(3) 第2条第1項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）で法人であるものが第14条の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日以前30日以内にその法人の役員があつた者でその取消しの日から起算して2年を経過しないもの

(4)～(6) (略)

(変更の届出等)

第8条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更

(登録の実施等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があつたときは、次条又は第6条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる事項並びに登録の年月日及び番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2・3 (略)

(登録の拒否)

第5条 (略)

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが~~なくなつた~~日から起算して2年を経過しない者

(2) (略)

(3) 第2条第1項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）で法人であるものが第14条の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日以前30日以内にその法人の役員があつた者でその取消しの日から起算して2年を経過しないもの

(4)～(6) (略)

(変更の届出等)

第8条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更

があつたときは、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第4条第1項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

(登録証の書換え)

第9条 净化槽保守点検業者は、登録証の記載事項に変更があつたときは、速やかに、登録証の書換えを受けなければならない。

(廃業等の届出)

第11条 净化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、速やかに、登録証を添えてその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 净化槽保守点検業を廃止した場合 净化槽保守点検業者であつた者

(2) (略)

(3) 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者

(4)・(5) (略)

(登録の抹消)

第12条 市長は、前条の規定による届出があつたとき（同条の規定による届出がない場合であつて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したときを含む。）、又は第14条の規定による登録の取消しをしたときは、第4条第1項の净化槽保守点検業者登録簿につき、当該净

があつたときは、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第4条第1項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。

(登録証の書換え)

第9条 净化槽保守点検業者は、登録証の記載事項に変更があつたときは、速やかに、登録証の書換えを受けなければならない。

(廃業等の届出)

第11条 净化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、速やかに、登録証を添えてその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 净化槽保守点検業を廃止した場合 净化槽保守点検業者であつた者

(2) (略)

(3) 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者

(4)・(5) (略)

(登録の抹消)

第12条 市長は、前条の規定による届出があつたとき（同条の規定による届出がない場合であつて同条各号のいずれかに該当する事実が判明したときを含む。）、又は第14条の規定による登録の取消しをしたときは、第4条第1項の净化槽保守点検業者登録簿につき、当該净

化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

(浄化槽保守点検業者の遵守事項)

第13条 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 浄化槽の保守点検を行つた結果、当該浄化槽について清掃が必要であると認めたときは、速やかに当該浄化槽の管理者に対し、その清掃を浄化槽清掃業者に行わせることその他必要な措置を講ずべきことを連絡すること。

(登録の取消し及び営業の停止)

第14条 (略)

(1) (略)

(2) 第5条第1号、第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなつたとき。

(3)・(4) (略)

第20条 第8条第1項の規定に違反して変更の日から30日以内に届出をしなかつた者は、科料に処する。

化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

(浄化槽保守点検業者の遵守事項)

第13条 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 浄化槽の保守点検を行つた結果、当該浄化槽について清掃が必要であると認めたときは、速やかに当該浄化槽の管理者に対し、その清掃を浄化槽清掃業者に行わせることその他必要な措置を講ずべきことを連絡すること。

(登録の取消し及び営業の停止)

第14条 (略)

(1) (略)

(2) 第5条第1号、第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなつたとき。

(3)・(4) (略)

第20条 第8条第1項の規定に違反して変更の日から30日以内に届出をしなかつた者は、科料に処する。

堺市南部大阪都市計画中百舌鳥駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年条例第21号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（目的） 第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、中百舌鳥駅前地区における建築物に関する制限を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、 <u>もつて</u> 適正な都市機能と健全で良好な都市環境を確保することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、中百舌鳥駅前地区における建築物に関する制限を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、 <u>もつて</u> 適正な都市機能と健全で良好な都市環境を確保することを目的とする。
（壁面の位置の制限） 第7条 計画図に示される商業街区及び近隣商業街区の区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、都市計画道路又は土地区画整理事業による区画道路（以下「区画道路」という。）に接する敷地境界線までの距離（以下「外壁の後退距離」という。）は、商業街区の区域内にあつては1.5メートル以上、近隣商業街区の区域内にあつては1メートル以上でなければならない。ただし、建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 都市計画道路に敷地境界線が接する面にあつては、当該道路の路面の中心からの高さが6メートル以上の部分 (2) 区画道路に敷地境界線が接する面にあつては、当該道路の路面の中心からの高さが3メートル以上の部分 (3) (略)	（壁面の位置の制限） 第7条 計画図に示される商業街区及び近隣商業街区の区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、都市計画道路又は土地区画整理事業による区画道路（以下「区画道路」という。）に接する敷地境界線までの距離（以下「外壁の後退距離」という。）は、商業街区の区域内にあつては1.5メートル以上、近隣商業街区の区域内にあつては1メートル以上でなければならない。ただし、建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 都市計画道路に敷地境界線が接する面にあつては、当該道路の路面の中心からの高さが6メートル以上の部分 (2) 区画道路に敷地境界線が接する面にあつては、当該道路の路面の中心からの高さが3メートル以上の部分 (3) (略)

(罰則)

第10条 (略)

2 前項第2号に規定する違反があつた場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

(罰則)

第10条 (略)

2 前項第2号に規定する違反があつた場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（一般の派遣職員の給与）	（一般の派遣職員の給与）
第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）には、人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。	第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）には、人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。
2・3（略）	2・3（略）
附 則	附 則
1（略）	1（略）
（経過措置）	（経過措置）
2 この条例の施行日前に分限条例第1条の2に規定する事由に該当して休職にされ、又は職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第6号）第2条第3号に掲げる事由に該当して職務に専念する義務を免除されていた職員であつて、堺市と外国の地方公共団体と	2 この条例の施行日前に分限条例第1条の2に規定する事由に該当して休職にされ、又は職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第6号）第2条第3号に掲げる事由に該当して職務に専念する義務を免除されていた職員であつて、堺市と外国の地方公共団体と

の間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は外国の地方公共団体の機関等の要請に応じ、これらの機関の業務に従事していた期間を有する者のうち、引き続き施行日において職員として在職しているもの及びこれに準ずる者で規則で定めるものの当該休職の期間又は職務に専念する義務を免除されていた期間（規則で定める期間に限る。）については、退職手当の算定の基礎となる勤続期間から除算しないものとする。

の間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は外国の地方公共団体の機関等の要請に応じ、これらの機関の業務に従事していた期間を有する者のうち、引き続き施行日において職員として在職しているもの及びこれに準ずる者で規則で定めるものの当該休職の期間又は職務に専念する義務を免除されていた期間（規則で定める期間に限る。）については、退職手当の算定の基礎となる勤続期間から除算しないものとする。

堺市南部大阪都市計画新金岡地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年条例第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（目的） 第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、新金岡地区における建築物に関する制限を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、 <u>もつて</u> 適正な都市機能と健全で良好な都市環境を確保することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、新金岡地区における建築物に関する制限を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、 <u>もって</u> 適正な都市機能と健全で良好な都市環境を確保することを目的とする。
（罰則） 第10条（略） (1)（略） (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第7条の規定に違反することとなつた場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者 (3)（略） (4)（略） 2 前項第3号に規定する違反があつた場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。	（罰則） 第10条（略） (1)（略） (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第7条の規定に違反することとなつた場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者 (3)（略） (4)（略） 2 前項第3号に規定する違反があつた場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。
（両罰規定） 第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。	（両罰規定） 第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

堺市文化財保護条例（平成3年条例第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(現状変更の制限)	(現状変更の制限)
第14条 (略)	第14条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 第1項の許可を受けることが <u>できなかつた</u> ことにより、又は第3項の許可の条件を付けられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。	5 第1項の許可を受けることが <u>できなかつた</u> ことにより、又は第3項の許可の条件を付けられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。
(解除)	(解除)
第21条 (略)	第21条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解除したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の <u>すべて</u> が死亡したとき、又は保持団体の <u>すべて</u> が解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示しなければならない。	6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解除したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の <u>全て</u> が死亡したとき、又は保持団体の <u>全て</u> が解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示しなければならない。
(解除)	(解除)
第40条 (略)	第40条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそ	6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそ

のすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示しなければならない。

の全てが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはその全てが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者の全てが死亡し、かつ、保存団体の全てが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示しなければならない。

堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）新旧対照表

現行		改正後（案）
<p>（育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第17条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>（育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第17条 育児短時間勤務（育児休業法第17条に規定する短時間勤務を含む。以下同じ。）をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
第6条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号。以下「育休条例」という。）第19条の規定により読み替えられた勤務時間条例第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第6条第2項 及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第6条第8項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第9条第4項 及び第21条	勤務時間条例	育休条例第19条の規定により読み替えられた勤務時間条例

の3第1項		
第17条第3項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第17条第4項及び第19条第5項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第23条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第23条第5項及び第24条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第23条第6項	規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則

（育児短時間勤務をしている職員の勤務時間の取扱い）

第19条 育児短時間勤務をしている職員についての勤務時間条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる勤務時間条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項	とする	とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）
--------	-----	--

の3第1項		
第17条第3項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条に規定する短時間勤務を含む。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第17条第4項及び第19条第5項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第23条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第23条第5項及び第24条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第23条第6項	規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則

（育児短時間勤務をしている職員の勤務時間の取扱い）

第19条 育児短時間勤務をしている職員についての勤務時間条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる勤務時間条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項	とする	とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）
--------	-----	--

		第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定める		第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条に規定する短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定める
第3条第1項 ただし書	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員	育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
	これらのこと	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日	これらのこと	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日
	ができる	ものとする	ができる	ものとする
第7条第1項	公務のための臨時の必要がある場合は	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り
	職員	育児短時間勤務職員	育児短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第9条第1項	職員	育児短時間勤務職員	育児短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）				
第20条 退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第8項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短				
（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）				
第20条 退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第8項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、退職手当条例第6条の				

時間勤務を含む。以下この条において同じ。) をした期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2・3 (略)

第27条 (略)

2 育児短時間勤務をしている教職員に対する学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号。以下「育休条例」という。）第19条において読み替えて適用する勤務時間条例第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第3項及び第5	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応

4 第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2・3 (略)

第27条 (略)

2 育児短時間勤務をしている教職員に対する学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる学校職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号。以下「育休条例」という。）第19条において読み替えて適用する勤務時間条例第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第3項及び第5	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応

項		じた額に、算出率を乗じて得た額とする	項		じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第7条第6項	勤務時間条例	育休条例第19条において読み替えて適用する勤務時間条例	第7条第6項	勤務時間条例	育休条例第19条において読み替えて適用する勤務時間条例
第22条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額	第22条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第22条第5項	前項	育休条例第27条第2項において読み替えて適用する前項	第22条第5項	前項	育休条例第27条第2項において読み替えて適用する前項
第22条第5項及び第23条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額	第22条第5項及び第23条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第22条第6項	教育委員会規則	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の勤務時間を考慮して教育委員会規則	第22条第6項	教育委員会規則	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条に規定する短時間勤務を含む。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の勤務時間を考慮して教育委員会規則
第23条第4項	前条第5項	育児休業条例第27条第2項において読み替えて適用する前条第5項	第23条第4項	前条第5項	育児休業条例第27条第2項において読み替えて適用する前条第5項

	<p>「前項」とあるのは、「第23条第3項」</p> <p>「育児休業条例第27条第2項において読み替えて適用する前項」とあるのは、「育児休業条例第27条第2項において読み替えて適用する第23条第3項」</p>		<p>「前項」とあるのは、「第23条第3項」</p> <p>「育児休業条例第27条第2項において読み替えて適用する前項」とあるのは、「育児休業条例第27条第2項において読み替えて適用する第23条第3項」</p>
第26条第3項	<p>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</p> <p>勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたこれらの者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</p>	<p>育児短時間勤務職員</p> <p>算出率</p>	<p>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</p> <p>勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたこれらの者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</p>

堺市立霊堂条例（平成6年条例第33号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>（指定管理者の手続）</u>	<u>（指定管理者の指定の手続）</u>
第24条 （略）	第24条 （略）
2 （略）	2 （略）
3 （略）	3 （略）
(1)～(5) （略）	(1)～(5) （略）
(6) 管理経費の縮減が図られるものであること。	(6) 管理経費の縮減が図られること。
(7) （略）	(7) （略）

堺市環境基本条例（平成9年条例第13号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>人は、自然の恵みのもとで、生命をはぐくみ、様々な文化を築いてきた。</p> <p>しかし、私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらした社会経済活動は、一方で、資源やエネルギーの大量消費を伴い、環境への負荷を著しく増大させ、その影響は単に地域の環境にとどまらず地球の環境を脅かしつつある。</p> <p>もとより、<u>すべて</u>の市民は、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来に引き継いでいく責務を担っている。</p> <p>堺は、古くから人の営みにより、豊かな文化と多様な産業のもとに繁栄し、“自由”“自治”“進取”的気風をつくりあげ、多くの歴史的・文化的遺産と固有の風土を形づくってきた。</p> <p>私たち市民は、環境が大気、水、土壤及び様々な生物の微妙な均衡と循環のもとに成り立っていることを深く認識し、環境を基調とした価値観に基づき行動する環境文化を築いていかなければならない。そして、市民が誇りうる都市として発展、成熟する中で、堺らしい風土を活かした豊かな環境の保全と健全な経済の発展を推し進めながら、先人たちから受け継いだこの気風を發揮し、環境への負荷が少ない持続的に発展することができる社会の実現に努めなければならない。</p>	<p>人は、自然の恵みのもとで、生命をはぐくみ、様々な文化を築いてきた。</p> <p>しかし、私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらした社会経済活動は、一方で、資源やエネルギーの大量消費を伴い、環境への負荷を著しく増大させ、その影響は単に地域の環境にとどまらず地球の環境を脅かしつつある。</p> <p>もとより、<u>全て</u>の市民は、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来に引き継いでいく責務を担っている。</p> <p>堺は、古くから人の営みにより、豊かな文化と多様な産業のもとに繁栄し、“自由”“自治”“進取”的気風をつくりあげ、多くの歴史的・文化的遺産と固有の風土を形づくってきた。</p> <p>私たち市民は、環境が大気、水、土壤及び様々な生物の微妙な均衡と循環のもとに成り立っていることを深く認識し、環境を基調とした価値観に基づき行動する環境文化を築いていかなければならない。そして、市民が誇りうる都市として発展、成熟する中で、堺らしい風土を活かした豊かな環境の保全と健全な経済の発展を推し進めながら、先人たちから受け継いだこの気風を發揮し、環境への負荷が少ない持続的に発展することができる社会の実現に努めなければならない。</p>

ここに、市民が参加し、連携し、協働することによって、人の営みと自然が共生し、魅力あふれる環境をはぐくむ“わがまち堺”をつくりあげ、これを次の世代に引き継ぐことを目指して、市民の総意としてこの条例を制定する。

(基本理念)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民のすべてが、事業活動及び日常生活において環境に配慮した行動への参加を行うこと等により、積極的に推進されなければならない。

ここに、市民が参加し、連携し、協働することによって、人の営みと自然が共生し、魅力あふれる環境をはぐくむ“わがまち堺”をつくりあげ、これを次の世代に引き継ぐことを目指して、市民の総意としてこの条例を制定する。

(基本理念)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民の全てが、事業活動及び日常生活において環境に配慮した行動への参加を行うこと等により、積極的に推進されなければならない。

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第40条（略）</p> <p>2 文書をもって事実を認証するものは、<u>すべて</u>証明とみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>第40条（略）</p> <p>2 文書をもって事実を認証するものは、<u>全て</u>証明とみなして、前項の規定を適用する。</p>

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則 (平成18年度及び平成19年度における保険料の特例)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び<u>すべて</u>の世帯員が平成18年度分の市民税（地方税法第328条の規定により課する所得割を除く。以下同じ。）が課せられていないものとした場合に第10条第1号に該当するもの 40,300円</p> <p>(2) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び<u>すべて</u>の世帯員が平成18年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第2号に該当するもの 40,300円</p> <p>(3) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び<u>すべて</u>の世帯員が平成18年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第3号に該当するもの 50,700円</p> <p>(4) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び<u>すべて</u>の世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受ける者（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成</p>	<p>附 則 (平成18年度及び平成19年度における保険料の特例)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び<u>全て</u>の世帯員が平成18年度分の市民税（地方税法第328条の規定により課する所得割を除く。以下同じ。）が課せられていないものとした場合に第10条第1号に該当するもの 40,300円</p> <p>(2) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び<u>全て</u>の世帯員が平成18年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第2号に該当するもの 40,300円</p> <p>(3) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び<u>全て</u>の世帯員が平成18年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第3号に該当するもの 50,700円</p> <p>(4) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び<u>全て</u>の世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受ける者（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成1</p>

18年度分の市民税が課せられていないとした場合において第10条第1号に該当するもの 45,800円

- (5) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の市民税が課せられていないとした場合に第10条第2号に該当するもの 45,800円
- (6) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の市民税が課せられていないとした場合に第10条第3号に該当するもの 55,600円
- (7) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の市民税が課せられていないとした場合に第10条第4号に該当するもの 66,000円

2 (略)

- (1) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第1号に該当するもの 50,700円
- (2) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第2号に該当するもの 50,700円

8年度分の市民税が課せられていないとした場合において第10条第1号に該当するもの 45,800円

- (5) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の市民税が課せられていないとした場合に第10条第2号に該当するもの 45,800円
- (6) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の市民税が課せられていないとした場合に第10条第3号に該当するもの 55,600円
- (7) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の市民税が課せられていないとした場合に第10条第4号に該当するもの 66,000円

2 (略)

- (1) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成19年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第1号に該当するもの 50,700円
- (2) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成19年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第2号に該当するもの 50,700円

0円

- (3) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第3号に該当するもの 55,600円
- (4) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受ける者（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の市民税が課せられていないとした場合に第10条第1号に該当するもの 61,100円
- (5) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の市民税が課せられていないとした場合に第10条第2号に該当するもの 61,100円
- (6) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の市民税が課せられていないとした場合に第10条第3号に該当するもの 66,000円
- (7) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の市民税が課せられていないとした場合に第10条第4号

円

- (3) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成19年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第3号に該当するもの 55,600円
- (4) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受ける者（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の市民税が課せられていないとした場合に第10条第1号に該当するもの 61,100円
- (5) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の市民税が課せられていないとした場合に第10条第2号に該当するもの 61,100円
- (6) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の市民税が課せられていないとした場合に第10条第3号に該当するもの 66,000円
- (7) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の市民税が課せられていないとした場合に第10条第4号

号に該当するもの 70, 900円

(平成20年度における保険料の特例)

第13条 (略)

- (1) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第1号に該当するもの 50, 700円
- (2) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第2号に該当するもの 50, 700円
- (3) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第3号に該当するもの 55, 600円
- (4) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第1号に該当するもの 61, 100円
- (5) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世

に該当するもの 70, 900円

(平成20年度における保険料の特例)

第13条 (略)

- (1) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成20年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第1号に該当するもの 50, 700円
- (2) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成20年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第2号に該当するもの 50, 700円
- (3) 第10条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が平成20年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第3号に該当するもの 55, 600円
- (4) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第1号に該当するもの 61, 100円
- (5) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世

帶主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第2号に該当するもの 61,100円

- (6) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第3号に該当するもの 66,000円
- (7) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第4号に該当するもの 70,900円

帶主及び全ての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第2号に該当するもの 61,100円

- (6) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第3号に該当するもの 66,000円
- (7) 第10条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の市民税が課せられていないものとした場合に第10条第4号に該当するもの 70,900円

堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（公文書の公開義務）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該情報を公にすることにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該公務員等の職、氏名その他当該公務員等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。）</p> <p>(2)～(7) （略）</p>	<p>（公文書の公開義務）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該情報を公にすることにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該公務員等の職、氏名その他当該公務員等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。）</p> <p>(2)～(7) （略）</p>

(公開決定等の期限の特例)

第13条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して30日以内にそのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの部分については相当の期間内に公開決定等をすれば足りるものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項本文に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(公開決定等の期限の特例)

第13条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して30日以内にその全てについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの部分については相当の期間内に公開決定等をすれば足りるものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項本文に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（措置命令）</p> <p>第27条 市長は、産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号の<u>すべて</u>に該当すると認められるときは、当該処分が行われた土地に係る土地所有者等（廃棄物処理法第19条の5第1項に規定する処分者等及び廃棄物処理法第19条の6第1項に規定する排出事業者等（以下これらを「法対象者」という。）を除く。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>（措置命令）</p> <p>第27条 市長は、産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号の<u>全て</u>に該当すると認められるときは、当該処分が行われた土地に係る土地所有者等（廃棄物処理法第19条の5第1項に規定する処分者等及び廃棄物処理法第19条の6第1項に規定する排出事業者等（以下これらを「法対象者」という。）を除く。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

堺市立のびやか健康館条例（平成15年条例第33号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(指定管理者の指定の手続)	(指定管理者の指定の手続)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) <u>使用者</u> の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。	(3) <u>利用者</u> の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
(4) (略)	(4) (略)
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができるものであること。	(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
(6) 管理経費の縮減が図られるものであること。	(6) 管理経費の縮減が図られること。
(7) (略)	(7) (略)
(指定管理者に行わせる業務の範囲)	(指定管理者に行わせる業務の範囲)
第8条 (略)	第8条 (略)
(1) <u>使用許可</u> その他の健康館の運営に関する業務	(1) <u>使用の許可</u> その他の健康館の運営に関する業務
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
<u>(使用許可)</u>	<u>(使用の許可)</u>
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)

<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>健康館</u>の建物、附属設備その他の物件を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 指定管理者は、<u>使用許可</u>をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。</p> <p><u>(使用許可の取消し)</u></p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>使用許可</u>の条件に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定による<u>使用許可</u>の取消し等により使用者に損害が生じても、指定管理者は、その責めを負わない。</p> <p>(入館等の制限)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼすおそれがあり、又は他人に<u>迷惑をかけるおそれ</u>のある物品若しくは動物<u>を携帯する者</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>別表</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 建物、附属設備その他の物件を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 指定管理者は、<u>使用の許可</u>をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。</p> <p><u>(使用の許可の取消し)</u></p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>使用の許可</u>の条件に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定による<u>使用の許可</u>の取消し等により使用者に損害が生じても、指定管理者は、その責めを負わない。</p> <p>(入館等の制限)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼすおそれがあり、又は他人に<u>迷惑となる</u>物品若しくは動物<u>の類を携行する者</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>別表 (第9条関係)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</p>
--	--

堺市美原B & G海洋センター条例（平成16年条例第115号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（入所の制限）</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者については、センターへの入所を拒絶し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>（入所の制限）</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、センターへの入所を拒絶し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

堺市障害者扶養共済制度条例（平成17年条例第63号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（加入資格） 第4条（略） (1) 障害者の保護者であって、加入時において次に掲げる要件のすべてに該当するもの ア～ウ（略） (2) 略 2（略） (口数による加入及び口数の追加) 第6条（略） 2・3（略） 4 市長は、前2項の規定による申込みがあった場合は、当該口数追加を申し込んだ加入申込者又は加入者が同項に規定する要件のすべて（前項の規定により口数追加を申し込んだ者にあっては、第4条第1項第1号ウに規定する要件に限る。）を満たす者でない場合を除き、口数追加の承認をするものとする。	（加入資格） 第4条（略） (1) 障害者の保護者であって、加入時において次に掲げる要件の全てに該当するもの ア～ウ（略） (2) 略 2（略） (口数による加入及び口数の追加) 第6条（略） 2・3（略） 4 市長は、前2項の規定による申込みがあった場合は、当該口数追加を申し込んだ加入申込者又は加入者が同項に規定する要件の全て（前項の規定により口数追加を申し込んだ者にあっては、第4条第1項第1号ウに規定する要件に限る。）を満たす者でない場合を除き、口数追加の承認をするものとする。

堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成17年条例第81号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(許可を要する行為)	(許可を要する行為)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
(1)～(12) (略)	(1)～(12) (略)
(13) (略)	(13) (略)
ア (略)	ア (略)
イ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2項に規定する基幹放送をいう。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（基幹放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転	イ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2項に規定する基幹放送をいう。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（基幹放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転
ウ (略)	ウ (略)
3 (略)	3 (略)
(許可の基準)	(許可の基準)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)

3 昭和45年6月14日前に新築された建築物（地下に設ける建築物を除く。）の建て替えのために行う建築物の新築のうち、次の各号のすべてに該当するものであって、第1項第1号ア（イ）、（ウ）及び（オ）に規定する基準に適合することが困難であると市長が認めるものについては、これらの基準は、適用しない。

（1）～（4）（略）

3 昭和45年6月14日前に新築された建築物（地下に設ける建築物を除く。）の建て替えのために行う建築物の新築のうち、次の各号の全てに該当するものであって、第1項第1号ア（イ）、（ウ）及び（オ）に規定する基準に適合することが困難であると市長が認めるものについては、これらの基準は、適用しない。

（1）～（4）（略）

堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例（平成18年条例第77号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>わがまち堺に暮らす人々は、古代から国内外との交流を積極的に進め、創造性と自立の精神をはぐくみ、わが国有数の自治都市を築いてきた。また、茶の湯を通じて世界に誇る平和を尊ぶ文化を創造し、過去幾度もの戦禍に遭いながらも復興を成し遂げてきた。</p> <p>基本的人権の尊重や平和社会の実現と維持は、国際社会における共通の原理であり、日本国憲法や世界人権宣言の理念とするところである。</p> <p>しかしながら、今なお、私たちの社会においては、人種、民族、国籍、信条、性別、社会的身分、門地又は障害があること等による人権に関する多くの課題が存在し、さらに紛争や貧困などにより、子どもや女性を始め多くの人々の生命や身体が危険にさらされ続けている国や地域が地球上には数多く存在している。</p> <p>私たちは、こうした現実を直視し、未来を見据えて、戦争は最大の人権侵害であるという認識を持つとともに、<u>すべて</u>の人々が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを進める「人間の安全保障」に積極的に関与していかなければならない。</p>	<p>わがまち堺に暮らす人々は、古代から国内外との交流を積極的に進め、創造性と自立の精神をはぐくみ、わが国有数の自治都市を築いてきた。また、茶の湯を通じて世界に誇る平和を尊ぶ文化を創造し、過去幾度もの戦禍に遭いながらも復興を成し遂げてきた。</p> <p>基本的人権の尊重や平和社会の実現と維持は、国際社会における共通の原理であり、日本国憲法や世界人権宣言の理念とするところである。</p> <p>しかしながら、今なお、私たちの社会においては、人種、民族、国籍、信条、性別、社会的身分、門地又は障害があること等による人権に関する多くの課題が存在し、さらに紛争や貧困などにより、子どもや女性を始め多くの人々の生命や身体が危険にさらされ続けている国や地域が地球上には数多く存在している。</p> <p>私たちは、こうした現実を直視し、未来を見据えて、戦争は最大の人権侵害であるという認識を持つとともに、<u>全て</u>の人々が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを進める「人間の安全保障」に積極的に関与していかなければならない。</p>
<p>平和を尊ぶ文化の伝承者であり地球市民である私たちは、国際平和の実現と維持及び人権課題の解決のために世界へ向かって行動し、発信するまち「国際平和人権都市・堺」の実現に努めることを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>平和を尊ぶ文化の伝承者であり地球市民である私たちは、国際平和の実現と維持及び人権課題の解決のために世界へ向かって行動し、発信するまち「国際平和人権都市・堺」の実現に努めることを決意し、この条例を制定する。</p>

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（配慮計画書等についての審査会への意見照会）</p> <p>第10条 市長は、<u>前条の規定により</u>公告をしたときは、第51条に規定する審査会に対し、配慮計画書等の写しを送付し、期限を指定して、当該配慮計画書等について環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めるものとする。ただし、市長において特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（配慮計画書等についての審査会への意見照会）</p> <p>第10条 市長は、<u>前条第1項の規定による</u>公告をしたときは、第51条に規定する審査会に対し、配慮計画書等の写しを送付し、期限を指定して、当該配慮計画書等について環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めるものとする。ただし、市長において特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>
<p><u>（計画審査書の作成等）</u></p> <p>第11条（略）</p> <p>2 市長は、前項の規定により<u>計画審査書</u>を作成する場合において、必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により<u>計画審査書</u>を作成したときは、規則で定めるところにより、その写しを一般の縦覧に供するものとする。</p>	<p><u>（計画審査書の作成等）</u></p> <p>第11条（略）</p> <p>2 市長は、前項の規定により<u>配慮計画審査書</u>を作成する場合において、必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により<u>配慮計画審査書</u>を作成したときは、規則で定めるところにより、その写しを一般の縦覧に供するものとする。</p>
<p>（方法書等についての審査会への意見照会）</p> <p>第17条 市長は、<u>前条の規定により</u>公告をしたときは、第51条に規定する審査会に対し、方法書等の写しを送付し、期限を指定して、当該方法書等について環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めるものとする。ただし、市長において特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（方法書等についての審査会への意見照会）</p> <p>第17条 市長は、<u>前条第1項の規定による</u>公告をしたときは、第51条に規定する審査会に対し、方法書等の写しを送付し、期限を指定して、当該方法書等について環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めるものとする。ただし、市長において特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>
<p>（準備書等についての審査会への意見照会）</p> <p>第26条 市長は、前条第1項の規定により公告をしたときは、第51条に規定する審査会に対し、準備書等の写しを送付し、期限を指定し</p>	<p>（準備書等についての審査会への意見照会）</p> <p>第26条 市長は、前条第1項の規定による公告をしたときは、第51条に規定する審査会に対し、準備書等の写しを送付し、期限を指定し</p>

<p>て、当該準備書等について環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めるものとする。</p> <p>(準備書説明会の開催等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 第17条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が関係地域内において準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第27条第2項において準用する第3項」と、同条第5項中「第2項」とあるのは「第27条第2項において準用する第2項」と、「第16条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、「第15条第1項第4号に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。</p> <p>(評価書等の公告及び縦覧等)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項の規定による公告を行った場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し、対象事業の実施について、環境の保全についての適正な配慮がなされるよう求めるものとする。</p> <p>(対象事業の実施の制限)</p> <p>第36条 事業者は、市長が第34条第1項の規定による公告を行うまでは、対象事業を実施してはならない。</p> <p>(事後調査計画書の作成等)</p>	<p>て、当該準備書等について環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めるものとする。</p> <p>(準備書説明会の開催等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 第17条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が関係地域内において準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「方法書」とあるのは「準備書」と、「<u>第1種事業者</u>」を「事業者」と、同条第4項中「前項」とあるのは「<u>第27条第2項において準用する第3項</u>」と、同条第5項中「第2項」とあるのは「<u>第27条第2項において準用する第2項</u>」と、「<u>第16条第1項</u>」とあるのは「<u>第25条第1項</u>」と、「<u>第15条第1項第4号に規定する地域</u>」とあるのは「<u>関係地域</u>」と、「<u>方法書</u>」とあるのは「<u>準備書</u>」と、「<u>第1種事業者</u>」を「<u>事業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(評価書等の公告及び縦覧等)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項の規定による公告を行った場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し、対象事業の実施について、環境の保全についての適正な配慮がなされるよう求めるものとする。</p> <p>(対象事業の実施の制限)</p> <p>第36条 事業者は、市長が第34条第1項の規定による公告をするまでは、対象事業を実施してはならない。</p> <p>(事後調査計画書の作成等)</p>
--	---

第39条 事業者は、第38条第1項の規定による届出前に、技術指針で定めるところにより、事後調査の項目、手法、場所その他規則で定める事項を記載した計画書（以下「事後調査計画書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(事後調査の実施等)

第41条 (略)

2 (略)

3 事業者又は前項の規定により事後調査を行う者（以下これらを「事業者等」という。）は、前項の事後調査を行ったときは、その結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

4・5 (略)

（事後調査報告書についての意見書の提出等）

第43条 (略)

2 市長は、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、第51条に規定する審査会に対し、事後調査報告書の写しを送付し、期限を指定して、当該事後調査報告書について環境保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めることができる。

3 (略)

(事業者の氏名等の変更の届出)

第44条 事業者は、第13条第1項又は第16条第1項の規定による公告がなされた日から対象事業を完了する日までの間において、第12条第1項第1号に規定する事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を書面で市長に届け出なければならない。

第39条 事業者は、第38条第1項の規定による届出前に、技術指針で定めるところにより、事後調査の項目、手法、場所その他他の事項を記載した計画書（以下「事後調査計画書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(事後調査の実施等)

第41条 (略)

2 (略)

3 事業者又は前項の規定により事後調査を行う者（以下これらを「事業者等」という。）は、前項の事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところにより、その結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

4・5 (略)

（事後調査報告書についての意見書の提出等）

第43条 (略)

2 市長は、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、第51条に規定する審査会に対し、事後調査報告書の写しを送付し、期限を指定して、当該事後調査報告書について環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めることができる。

3 (略)

(事業者の氏名等の変更の届出)

第44条 事業者は、第9条第1項の規定による公告があった日から対象事業を完了する日までの間において、第8条第1項第1号に規定する事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を書面で市長に届け出なければならない。

<p>(対象事業の変更の届出等)</p> <p>第45条 事業者は、第13条第1項又は第16条第1項の規定による公告がなされた日から対象事業を完了する日までの間において、第12条第1項第2号に規定する事項（以下この条及び次条において「対象事業の名称等」という。）を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、当該変更後の対象事業について前章（第1節を除く。以下この条及び第47条において同じ。）に定める手続を経なければならない。ただし、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第36条の規定は、第34条第1項の規定による公告が<u>行われた</u>後に対象事業の名称等を変更して当該対象事業を実施しようとする事業者（第1項の規定により前章に定める手続を経ることとなった事業者に限る。）について準用する。この場合において、第36条中「公告」とあるのは「公告（同項の規定による公告が行われ、かつ、第2節から前節までの規定による手続を再び経た後に行われるものに限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>（事情の変更による手続の再実施）</p> <p>第47条 事業者は、第34条第1項の規定による公告（当該対象事業について第45条第1項の規定による届出があった場合において、当該変更後の対象事業について第34条第1項の公告が<u>行われた</u>ときは、当該公告。次項において同じ。）の日から起算して5年を経過した日以後に当該対象事業を実施しようとするときは、前章に定める手続の全部又は一部の再度の実施について市長と協議しなければならない</p>	<p>(対象事業の変更の届出等)</p> <p>第45条 事業者は、第13条第1項又は第16条第1項の規定による公告が<u>あった</u>日から対象事業を完了する日までの間において、第12条第1項第2号又は第15条第1項第2号に規定する事項（以下この条及び次条において「対象事業の名称等」という。）を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、当該変更後の対象事業について前章（第1節を除く。以下この条及び第47条において同じ。）に定める手続を経なければならない。ただし、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第36条の規定は、第34条第1項の規定による公告が<u>あった</u>後に対象事業の名称等を変更して当該対象事業を実施しようとする事業者（第1項の規定により前章に定める手続を経ることとなった事業者に限る。）について準用する。この場合において、第36条中「公告」とあるのは「公告（同項の規定による公告をし、かつ、第2節から前節までの規定による手続を再び経た後にするものに限る。）」と読み替えるものとする。</p> <p>（事情の変更による手続の再実施）</p> <p>第47条 事業者は、第34条第1項の規定による公告（当該対象事業について第45条第1項の規定による届出があった場合において、当該変更後の対象事業について第34条第1項の公告が<u>あった</u>ときは、当該公告。次項において同じ。）の日から起算して5年を経過した日以後に当該対象事業を実施しようとするときは、前章に定める手続の全部又は一部の再度の実施について市長と協議しなければならない。</p>
---	--

い。

2・3 (略)

4 第36条及び前3条の規定は、第1項又は第2項の規定により前章に定める手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、第36条中「公告」とあるのは、「公告（第47条第1項又は第2項の規定による手続の再実施後に行われるものに限る。）」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

4 第36条及び前3条の規定は、第1項又は第2項の規定により前章に定める手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、第36条中「公告」とあるのは、「公告（第47条第1項又は第2項の規定による手続の再実施後にするものに限る。）」と読み替えるものとする。

堺市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（普通徴収に係る保険料の納期）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は分割金額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は分割金額の全額は、<u>すべて</u>当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p>	<p>（普通徴収に係る保険料の納期）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は分割金額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は分割金額の全額は、<u>全て</u>当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p>

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（燃料電池発電設備）</p> <p>第13条 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リ ン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池に による発電設備であって、火を使用するものに限る。第3項及び第5項、 第25条並びに第85条第11号において同じ。）の位置、構造及び 管理の基準については、<u>第2条第1項第1号（アを除く。）、第2号、</u> <u>第4号、第5号、第7号、第9号、第16号（ウ、ス及びセを除く。）、</u> <u>第17号及び第19号並びに第2項第1号、第18条第1項（第9号を除く。）並びに第19条第1項（第2号を除く。）の規定を準用す る。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高 分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火 を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であ って出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上 昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が 生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたも のの位置、構造及び管理の基準については、<u>第2条第1項第1号（ア を除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第16号（ウ、 ス及びセを除く。）、第17号及び第19号並びに第2項第1号及び 第4号、第18条第1項第1号、第2号、第6号、第10号及び第1 2号並びに第19条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。</u></p>	<p>（燃料電池発電設備）</p> <p>第13条 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リ ン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池に による発電設備であって、火を使用するものに限る。第3項及び第5項、 第25条並びに第85条第11号において同じ。）は、<u>火災予防上安 全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物 品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準に より得られる離隔距離以上の距離を保つものとするほか、その位置、</u> <u>構造及び管理の基準については、第2条第1項第2号、第4号、第5 号、第7号、第9号、第16号（ウ、ス及びセを除く。）、第17号 及び第19号並びに第2項第1号、第18条第1項（第9号を除く。） 並びに第19条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高 分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火 を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であ って出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上 昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が 生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたも のは、<u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築 物等及び可燃性の物品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔 距離に関する基準により得られる離隔距離以上の距離を保つものとす るほか、その位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第 2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第16号（ウ、ス及びセを 除く。）、第17号及び第19号並びに第2項第1号及び第4号、第</u></p>

3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第16号（ウ、ス及びセを除く。）、第17号及び第19号並びに第2項第1号、第18条第1項第4号及び第7号から第12号まで（第9号を除く。）並びに第2項並びに第19条第1項各号（第2号を除く。）の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第16号（ウ、ス及びセを除く。）、第17号及び第19号並びに第2項第1号及び第4号、第18条第1項第10号及び第12号並びに第19条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

5 (略)

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第19条 (略)

18条第1項第1号、第2号、第6号、第10号及び第12号並びに第19条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

3 屋外に設ける燃料電池発電設備は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる離隔距離以上の距離を保つものとするほか、その位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第16号（ウ、ス及びセを除く。）、第17号及び第19号並びに第2項第1号、第18条第1項第4号及び第7号から第12号まで（第9号を除く。）並びに第2項並びに第19条第1項各号（第2号を除く。）の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものは、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる離隔距離以上の距離を保つものとするほか、その位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第16号（ウ、ス及びセを除く。）、第17号及び第19号並びに第2項第1号及び第4号、第18条第1項第10号及び第12号並びに第19条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

5 (略)

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第19条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のもののうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号（アを除く。）及び第19号、第18条第1項第9号、第10号及び第12号並びに第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

(1)・(2) (略)

5 (略)

(作業中の防火管理)

第38条 (略)

2 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物において、増築、改築、修繕及び模様替その他の工事又は溶接作業等若しくは引火性危険物を使用しての作業（以下この項においてこれらを「工事等」という。）を行う場合は、当該防火対象物について権原を有する者と工事等の施工責任者とは、当該工事に係る火災予防上必要な事項を協議して定めるとともに、当該協議事項の実施に努めなければならない。

(設置の免除)

第43条 (略)

(1) 第41条第1項各号に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の

2・3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のもののうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものは、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる離隔距離以上の距離を保つものとするほか、その位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第19号、第18条第1項第9号、第10号及び第12号並びに第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

(1)・(2) (略)

5 (略)

(作業中の防火管理)

第38条 (略)

2 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物において、増築、改築、修繕及び模様替その他の工事又は溶接作業等若しくは引火性危険物を使用しての作業（以下この項においてこれらを「工事等」という。）を行う場合は、当該防火対象物について権原を有する者と工事等の施工責任者とはが当該工事に係る火災予防上必要な事項を協議して定めるとともに、当該協議事項の実施に努めなければならない。

(設置の免除)

第43条 (略)

(1) 第41条第1項各号に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の

基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(2)～(6) (略)

(屋内消火栓設備に関する基準)

第65条 (略)

(1) 令別表第1(16)項に掲げる対象物で、延べ面積が、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては3,000平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3のイ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上を難燃材料とした防火対象物にあっては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては1,000平方メートル以上のもの

(2) (略)

2 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準)

第66条 (略)

2 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 前項各号に掲げる防火対象物の階のうち、棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫の用に供する部分で天井までの高さが10メートルを超えるもの(以下「ラック式倉庫部分」という。)には、前3号の規定にかかわらず、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち規則第13条の5第1項に規定する標準型ヘッドを同条第2項及び第3項の規定の例により設けること。

3・4 (略)

(水噴霧消火設備等に関する基準)

第67条 (略)

の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(2)～(6) (略)

(屋内消火栓設備に関する基準)

第65条 (略)

(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあっては3,000平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3のイ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上を難燃材料とした防火対象物にあっては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては1,000平方メートル以上のもの

(2) (略)

2 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準)

第66条 (略)

2 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 前項各号に掲げる防火対象物の階のうち、棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫の用に供する部分で天井までの高さが10メートルを超えるもの(以下「ラック式倉庫部分」という。)には、前3号の規定にかかわらず、閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち規則第13条の5第3項に規定する標準型ヘッドを同条第4項及び第5項の規定の例により設けること。

3・4 (略)

(水噴霧消火設備等に関する基準)

第67条 (略)

防火対象物又はその部分	消火設備	防火対象物又はその部分	消火設備
令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分のうち、次に掲げるもの (1) 令別表第1(13)項イに掲げる防火象物で、延べ面積が700平方メートル以上(駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造のものを除く。)のもの (2) 吹抜け部分を共有する防火対象物の2以上の階で駐車の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの (3) 防火対象物の屋上部分で駐車の用に供する部分の床面積が200平方メートル以上のもの	水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備	令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分のうち、次に掲げるもの (1) 令別表第1(13)項イに掲げる防火象物で、延べ面積が700平方メートル以上(駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造のものを除く。)のもの (2) 吹抜け部分を共有する防火対象物の2以上の階で駐車の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの (3) 防火対象物の屋上部分で駐車の用に供する部分の床面積が200平方メートル以上のもの	水噴霧消火設備・泡消火設備・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
令別表第1に掲げる防火対象物に存する場所のうち、油入機器を使用する特別高圧変電設備、無人変電設備又は全出力1,000キロワット以上の発電設備のある場所	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備	令別表第1に掲げる防火対象物に存する場所のうち、油入機器を使用する特別高圧変電設備、無人変電設備又は全出力1,000キロワット以上の発電設備のある場所	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
令別表第1に掲げる防火対象物で、冷凍室又は冷蔵室の部分で、	不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備	令別表第1に掲げる防火対象物の冷凍室又は冷蔵室の用に供され	不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備

<p><u>床面積の合計が500平方メートル以上のものの冷凍室又は冷蔵室の用途に供する部分</u></p>	<p><u>る部分で、その床面積の合計が500平方メートル以上のもの</u></p>
<p>2・3 (略) (誘導灯に関する基準)</p>	<p>2・3 (略) (誘導灯に関する基準)</p>
<p>第70条 (略)</p>	<p>第70条 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定により設ける避難口誘導灯及び通路誘導灯は、令第26条第2項(第3号及び第5号を除く。)及び規則第28条の3(第5項及び第6項を除く。)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。ただし、避難が容易であると認められるもので、規則第28条の2で定めるものについては、この限りでない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定により設ける避難口誘導灯及び通路誘導灯は、令第26条第2項(第3号及び第5号を除く。)及び規則第28条の3(第5項を除く。)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。ただし、避難が容易であると認められるもので、規則第28条の2で定めるものについては、この限りでない。</p>
<p>(避難施設の管理)</p>	<p>(避難施設の管理)</p>
<p>第81条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。)の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。</p>	<p>第81条 令別表第1に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>(消防用設備等又は排気ダクト等に設ける消火装置の設計届出)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(消防用設備等又は排気ダクト等に設ける消火装置の設計届出)</p>
<p>第91条 (略)</p> <p>2 第5条第1項第2号ウに規定する火炎の伝送を防止できる消火装置の設置に係る工事をしようとする者は、あらかじめ、工事設計書を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p>	<p>第91条 (略)</p> <p>2 第5条第1項第2号エに規定する自動消火装置の設置に係る工事をしようとする者は、あらかじめ、工事設計書を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p>

堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成20年条例第32号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第3条 団員は、次の各号に掲げる資格の<u>すべて</u>を満たす者でなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第3条 団員は、次の各号に掲げる資格の<u>全て</u>を満たす者でなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

堺市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第72号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>（管理施設）</u> 第25条（略）	<u>（可動堰の管理施設）</u> 第25条（略）
<u>（管理施設等）</u> 第34条（略）	<u>（水門及び樋門の管理施設等）</u> 第34条（略）
2（略）	2（略）

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
24 市長	児童福祉法による <u>里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	障害児通所支援関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの	24 市長	児童福祉法による <u>養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	障害児通所支援関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(期末手当)	(期末手当)
第22条（略）	第22条（略）
2～4（略）	2～4（略）
5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき教育委員会規則で定めるものに係る期末手当基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額に職務の級等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。	5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき教育委員会規則で定めるものに係る期末手当基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額に職務の級等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
6・7（略）	6・7（略）

<議案第60号 堺市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例>

堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち<u>自己都合退職者以外</u>のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 退職した者のうち<u>自己都合退職者以外</u>のものでその勤続期間が零のもの 零</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第9条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に<u>相当するもの</u>として規則で<u>定めるもの</u>をいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（第4項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち<u>自己都合退職者（傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外の者</u>でその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 退職した者のうち<u>自己都合退職者以外の者</u>でその勤続期間が零のもの 零</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第9条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に<u>相当する者</u>として規則で<u>定める者</u>をいう。以下この条において同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（第4項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当</p>

者と、当該退職した職員の基準勤続期間（職員としての勤続期間として規則で定める期間をいう。以下この条において同じ。）の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。次項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)～(2) (略)

2～5 (略)

該退職した職員の基準勤続期間（職員としての勤続期間として規則で定める期間をいう。以下この条において同じ。）の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。次項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)～(2) (略)

2～5 (略)

6 第1項及び第2項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により算定した額を、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第2項の退職手当として支給することができる。

(1) その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決

6 第1項及び第2項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により算定した額を、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第2項の退職手当として支給することができる。

(1) その者が市長の指示した雇用保険法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合

(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決

<p>定した場合</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1～8 (略)</p>	<p>定した場合</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1～8 (略)</p> <p><u>(雇用保険法附則第5条に規定する給付日数の延長に関する暫定措置に伴う経過措置)</u></p> <p><u>9 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第6項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ ウ</u></p> <p><u>雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由に特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域より就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げ内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基る者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安</u></p>
--	--

に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの(アに掲げる
定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認め
者を除く。)

たもの とする。

〈議案第61号 堺市市税事務所設置条例の一部を改正する条例〉

堺市市税事務所設置条例（平成18年3月29日条例第26号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）												
(名称、位置及び所管区域)	(名称、位置及び所管区域)												
第2条（略） 2 固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税に関する事務を分掌する市税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	第2条（略） 2 固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税に関する事務を分掌する市税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺市固定資産税事務所</td> <td>堺市北区新金岡町4丁</td> <td>堺市の全区域（堺区の区域を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	堺市固定資産税事務所	堺市北区新金岡町4丁	堺市の全区域（堺区の区域を除く。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺市固定資産税事務所</td> <td>堺市北区百舌鳥赤畑町1丁</td> <td>堺市の全区域（堺区の区域を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	堺市固定資産税事務所	堺市北区百舌鳥赤畑町1丁	堺市の全区域（堺区の区域を除く。）
名称	位置	所管区域											
堺市固定資産税事務所	堺市北区新金岡町4丁	堺市の全区域（堺区の区域を除く。）											
名称	位置	所管区域											
堺市固定資産税事務所	堺市北区百舌鳥赤畑町1丁	堺市の全区域（堺区の区域を除く。）											

堺市市税事務所設置条例（平成18年3月29日条例第26号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）																																				
<p>（名称、位置及び所管区域）</p> <p>第2条 市税及び個人の府民税に関する事務（次項の規定により設置する堺市固定資産税事務所が分掌するものを除く。）を分掌する市税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺市堺市税事務所</td><td>堺市堺区南瓦町</td><td>堺区の区域</td></tr> <tr> <td>堺市中市税事務所</td><td>堺市中区深井沢町</td><td>中区の区域</td></tr> <tr> <td>堺市東市税事務所</td><td>堺市東区日置莊原寺町</td><td>東区の区域</td></tr> <tr> <td>堺市西市税事務所</td><td>堺市西区鳳東町6丁</td><td>西区の区域</td></tr> <tr> <td>堺市南市税事務所</td><td>堺市南区桃山台1丁</td><td>南区の区域</td></tr> <tr> <td>堺市北市税事務所</td><td>堺市北区新金岡町5丁</td><td>北区の区域</td></tr> <tr> <td>堺市美原市税事務所</td><td>堺市美原区黒山</td><td>美原区の区域</td></tr> </tbody> </table> <p>2 固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税に関する事務を分掌する市税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺市固定資産税事務所</td><td>堺市北区百舌鳥赤畠町1丁</td><td>堺市の全区域（堺区の区域を除く。）</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	堺市堺市税事務所	堺市堺区南瓦町	堺区の区域	堺市中市税事務所	堺市中区深井沢町	中区の区域	堺市東市税事務所	堺市東区日置莊原寺町	東区の区域	堺市西市税事務所	堺市西区鳳東町6丁	西区の区域	堺市南市税事務所	堺市南区桃山台1丁	南区の区域	堺市北市税事務所	堺市北区新金岡町5丁	北区の区域	堺市美原市税事務所	堺市美原区黒山	美原区の区域	名称	位置	所管区域	堺市固定資産税事務所	堺市北区百舌鳥赤畠町1丁	堺市の全区域（堺区の区域を除く。）	<p>（名称、位置及び所管区域）</p> <p>第2条 市税及び個人の府民税に関する事務を分掌する市税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺市市税事務所</td><td>堺市北区百舌鳥赤畠町1丁</td><td>堺市全域</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	堺市市税事務所	堺市北区百舌鳥赤畠町1丁	堺市全域
名称	位置	所管区域																																			
堺市堺市税事務所	堺市堺区南瓦町	堺区の区域																																			
堺市中市税事務所	堺市中区深井沢町	中区の区域																																			
堺市東市税事務所	堺市東区日置莊原寺町	東区の区域																																			
堺市西市税事務所	堺市西区鳳東町6丁	西区の区域																																			
堺市南市税事務所	堺市南区桃山台1丁	南区の区域																																			
堺市北市税事務所	堺市北区新金岡町5丁	北区の区域																																			
堺市美原市税事務所	堺市美原区黒山	美原区の区域																																			
名称	位置	所管区域																																			
堺市固定資産税事務所	堺市北区百舌鳥赤畠町1丁	堺市の全区域（堺区の区域を除く。）																																			
名称	位置	所管区域																																			
堺市市税事務所	堺市北区百舌鳥赤畠町1丁	堺市全域																																			

〈議案第62号 堺市市税条例等の一部を改正する条例〉

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（所得割の税率）</p> <p>第14条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、<u>100分の6</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>（税額控除）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>(1) 当該納税義務者の第14条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が2,000,000円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の<u>100分の3</u>に相当する金額 ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ （略）</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が2,000,000円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が50,000円を下回る場合には、50,000円とする。）</p>	<p>（所得割の税率）</p> <p>第14条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、<u>100分の8</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>（税額控除）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>(1) 当該納税義務者の第14条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が2,000,000円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の<u>100分の4</u>に相当する金額 ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 イ （略）</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が2,000,000円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が50,000円を下回る場合には、50,000円とする。）</p>

の100分の3に相当する金額

ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

2~5 (略)

6 所得割の納税義務者について、前項の規定の適用を受けない場合において、法附則第5条の4の2第5項に規定する控除額があるときは、当該控除額をその者の第14条及び第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

7~9 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第28条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書によつて納付しなければならない。

(市民税の減免)

の100分の4に相当する金額

ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

2~5 (略)

6 所得割の納税義務者について、前項の規定の適用を受けない場合において、法附則第5条の4の2第6項に規定する控除額があるときは、当該控除額をその者の第14条及び第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

7~9 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第28条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。

(市民税の減免)

第29条 (略)

(1)～(2) (略)

ア 法第292条第1項第7号の控除対象配偶者（年齢70歳以上の者を除く。）を有する者 33万円

イ 法第292条第1項第7号の控除対象配偶者（年齢70歳以上の者に限る。）を有する者 38万円

ウ 法第314条の2第7項の配偶者特別控除額がある者 法第314条の2第1項第10号の2にそれぞれ定める金額

エ 法第292条第1項第8号の扶養親族（年齢16歳以上23歳未満の者及び年齢70歳以上の者を除く。）を有する者 1人につき33万円

オ 法第292条第1項第8号の扶養親族（法第314条の2第5項に規定する同居直系尊属（以下この号において「同居直系尊属」という。）を除く年齢70歳以上の者に限る。）を有する者 1人につき38万円

カ 法第292条第1項第8号の扶養親族（年齢16歳以上23歳未満の者及び同居直系尊属である年齢70歳以上の者に限る。）を有する者 1人につき45万円

キ 法第314条の2第4項の同居特別障害者を有する者 1人につき23万円

(3)～(9) (略)

(10) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第11

第29条 (略)

(1)～(2) (略)

ア 法第292条第1項第8号の控除対象配偶者を有する者 法第314条の2第1項第10号にそれぞれ定める金額

エ 法第314条の2第7項の配偶者特別控除額がある者 法第314条の2第1項第10号の2にそれぞれ定める金額

オ 法第292条第1項第9号の扶養親族（年齢16歳以上23歳未満の者及び年齢70歳以上の者を除く。）を有する者 1人につき33万円

カ 法第292条第1項第9号の扶養親族（法第314条の2第5項に規定する同居直系尊属（以下この号において「同居直系尊属」という。）を除く年齢70歳以上の者に限る。）を有する者 1人につき38万円

キ 法第292条第1項第9号の扶養親族（年齢16歳以上23歳未満の者及び同居直系尊属である年齢70歳以上の者に限る。）を有する者 1人につき45万円

カ 法第314条の2第4項の同居特別障害者を有する者 1人につき23万円（略）

(3)～(9) (略)

(10) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第11

7号) 第1条に規定する被爆者(法第292条第1項第9号に規定する障害者及び法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者である者を除く。)である者及び控除対象配偶者又は扶養親族が当該被爆者である者 規則で定める割合を減免

2~5 (略)

第33条 削除

(区分所有に係る家屋の共用部分の割合の補正方法の申出)

第34条 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)~(2) (略)

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) (略)

7号) 第1条に規定する被爆者(法第292条第1項第10号に規定する障害者及び法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者である者を除く。)である者及び法第292条第1項第7号の同一生計配偶者又は同項第9号の扶養親族が当該被爆者である者 規則で定める割合を減免

2~5 (略)

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第33条 法第349条の3第28項の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項の条例で定める割合は、2分の1とする。

(区分所有に係る家屋の共用部分の割合の補正方法の申出)

第34条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)~(2) (略)

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)

第34条の2 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならぬ。

(1)～(4) (略)

(5) 法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算出方法

2 特定被災共用土地 (法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地をいう。以下この項及び次項において同じ。) に係る固定資産税額のあん分の申出は、特定被災共用土地納稅義務者 (法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地納稅義務者をいう。第5号及び第4項において同じ。) の代表者が被災年度 (法第349条の3の3第1項に規定する被災年度をいう。第3号及び第45条の3において同じ。) の翌年度又は翌々年度 (法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等 (第45条の3において「避難の指示等」という。) が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日 (以下この項及び第45条の3において、「避難等解除日」

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出)

第34条の2 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納稅義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法第352条の2第1項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算出方法

2 特定被災共用土地 (法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地をいう。以下この項及び次項において同じ。) に係る固定資産税額の按分の申出は、特定被災共用土地納稅義務者 (法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地納稅義務者をいう。第5号及び第4項において同じ。) の代表者が被災年度 (法第349条の3の3第1項に規定する被災年度をいう。第3号及び第45条の3において同じ。) の翌年度又は翌々年度 (法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等 (以下この項及び第45条の3において「避難の指示等」という。) が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日 (以下この項及び第45条の3において、「避難等解除日」

という。) の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第45条の3において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等をいう。以下この項において同じ。)に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「第352条の2第6項」とあるのは「第352条の2第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」

「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(以下この項及び第45条の3において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第45条の3において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第45条の3において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等をいう。以下この項において同じ。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「第352条の2第6項」とあるのは「第352条の2第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、

と、「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「特定仮換地等納稅義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

(被災住宅用地等の申告)

第45条の3 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災

「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「特定仮換地等納稅義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

(被災住宅用地等の申告)

第45条の3 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災

年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

（軽自動車税の納稅義務者等）

第53条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下この節において「軽自動車等」という。）に對し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課

年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

（軽自動車税の納稅義務者等）

第53条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車（法第442条第5号に規定する軽自動車をいう。以下同じ。）に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）に環境性能割によって、軽自動車等（法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 軽自動車等の売買契約において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等につ

さない。

いては、これを課さない。

4 前3項に規定するものほか、軽自動車税の納稅義務者等について
は、法第443条及び法第444条に定めるところによる。

(環境性能割の課税標準)

第54条の2 環境性能割の課税標準は、施行規則第15条の10各号に
掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める金額とす
る。

(環境性能割の税率)

第54条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環
境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合
を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において読み替えて準用する場合
を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第54条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付又は報告)

第54条の5 環境性能割の納稅義務者は、法第454条第1項各号に掲
げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日まで
に、同項の規定により市長に申告するとともに、その申告に係る環境性

能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同項の規定により市長に報告しなければならない。

(環境性能割の減免)

第54条の6 市長は、第62条の規定により種別割の減免の対象となる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

(種別割の税率)

第55条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

第55条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3, 800円

自家用 年額 5, 000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2, 400円

その他のもの 年額 5, 900円

(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第56条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 (略)

(軽自動車税の徴収の方法)

第58条 軽自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(軽自動車等に関する申告又は報告)

第59条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、法第447条第1項の規定による申告を市長にしなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2 (略)

3 第53条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自

b 貨物用のもの

営業用 年額 3, 800円

自家用 年額 5, 000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2, 400円

(イ) その他のもの 年額 5, 900円

(3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第56条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 (略)

(種別割の徴収の方法)

第58条 種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

(種別割に関する申告又は報告)

第59条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、法第463条の19第1項の規定による申告を市長にしなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2 (略)

3 第53条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自

動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に、法第447条第2項の規定による報告を市長にしなければならない。

(軽自動車税が課されない軽自動車等に関する届出)

第60条 法第443条又は第54条第1項第2号に定める者が軽自動車等を所有した場合においては、当該軽自動車等の所有者は、その所有した日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。その届け出した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第61条 (略)

2~4 (略)

5 法第443条又は第54条第1項第2号の規定の適用を受ける原動機付自転車等の所有者は、市長に対し、前条の規定による届出をする際、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受け、その車体に常時取り付けていなければならぬ。この場合標識の取扱いについては第2項、第3項及び第4項本文の規定を準用する。

6~7 (略)

(軽自動車税の減免)

第62条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等については、当該各号に定めるところにより、軽自動車税を減免する。ただし、

動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に、法第463条第19項の規定による報告を市長にしなければならない。

(種別割が課されない軽自動車等に関する届出)

第60条 法第445条又は第54条第1項第2号に定める者が軽自動車等を所有した場合においては、当該軽自動車等の所有者は、その所有した日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。その届出をした事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第61条 (略)

2~4 (略)

5 法第445条又は第54条第1項第2号の規定の適用を受ける原動機付自転車等の所有者は、市長に対し、前条の規定による届出をする際、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受け、その車体に常時取り付けていなければならぬ。この場合標識の取扱いについては第2項、第3項及び第4項本文の規定を準用する。

6~7 (略)

(種別割の減免)

第62条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等については、当該各号に定めるところにより、種別割を減免する。ただし、当

当該事由が生じた日前に納期限が経過している場合においては、この限りでない。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 市長は、前2項に定めるもののほか、これらの規定との均衡上又は公益上特別の事情があると認める場合においては、軽自動車税を減免することがきる。

(軽自動車税の減免に関する申請等)

第63条 前条の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した減免申請書に、減免を受けようとする事由に係る事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前年度において前条第1項各号の規定の適用を受けた軽自動車等についてこれらの規定を適用する場合は、市長は、申請がないときであっても、申請があったものとみなすことができる。

(1)～(5) (略)

2 前条第2項の規定の適用を受けようとする者が前項の申請をする場合は、同項第4号の事由の記載において、他の減免に関する規定との均衡上又は公益上特別の事情があるため軽自動車税の減免を受けることが相当である理由を明らかにしなければならない。

3 (略)

4 前条の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、当該減免に関する

該事由が生じた日前に納期限が経過している場合においては、この限りでない。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 市長は、前2項に定めるもののほか、これらの規定との均衡上又は公益上特別の事情があると認める場合においては、種別割を減免することがきる。

(種別割の減免に関する申請等)

第63条 前条の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した減免申請書に、減免を受けようとする事由に係る事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前年度において前条第1項各号の規定の適用を受けた軽自動車等についてこれらの規定を適用する場合は、市長は、申請がないときであっても、申請があったものとみなすことができる。

(1)～(5) (略)

2 前条第2項の規定の適用を受けようとする者が前項の申請をする場合は、同項第4号の事由の記載において、他の減免に関する規定との均衡上又は公益上特別の事情があるため種別割の減免を受けることが相当である理由を明らかにしなければならない。

3 (略)

4 前条の規定により種別割の減免を受けた者は、当該減免に関する規

る規定に該当する事由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

5 (略)

(軽自動車税の納税証明事項)

第64条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第1項の検査を申請しようとする同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者が、同法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請した場合において、当該検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納しているときは、その旨を記載する。

(入湯税の課税免除)

第86条の2 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 法第292条第1項第9号の障害者

(4) (略)

(不申告等に関する過料)

第101条 市長は、納税義務者又は第53条第2項に規定する軽自動車等の売主が第7条、第18条第6項若しくは第7項、第45条若しくは第45条の2第2項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合又は第18条第1項若しくは第2項、第30条の8、第45条の2第1項、第59条、第67条の3、第80条第2項、第92条又は第93条の規定によって提出すべき申

定に該当する事由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

5 (略)

(種別割の納税証明事項)

第64条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第1項の検査を申請しようとする同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者が、同法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請した場合において、当該検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納しているときは、その旨を記載する。

(入湯税の課税免除)

第86条の2 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 法第292条第1項第10号の障害者

(4) (略)

(不申告等に関する過料)

第101条 市長は、納税義務者又は第53条第2項に規定する軽自動車等の売主が第7条、第18条第6項若しくは第7項、第45条若しくは第45条の2第2項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合又は第18条第1項若しくは第2項、第30条の8、第45条の2第1項、第54条の5、第59条、第67条の3、第80条第2項、第92条又は第93条の規定によつ

告書又は報告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料に処する。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 (略)

2~5 (略)

6 法附則第15条第33項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条の8第4項において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の3 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合

て提出すべき申告書又は報告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料に処する。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 (略)

2~5 (略)

6 法附則第15条第32項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の1とする。

10 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条の8第4項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の3 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合

住宅に係る耐震改修（同項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該改修後の家屋が政令附則第12条に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

（高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第3条の4 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事（同条第4項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げ

住宅に係る耐震改修（同項に規定するものをいう。以下この条、次条及び附則第3条の7において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該改修後の家屋が政令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

（特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第3条の3の2 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、前条各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第3条の4 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事（同条第4項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げ

る事項を記載した申告書に法附則第15条の9第6項の総務省令で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 政令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに政令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

(熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の5 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事（同条第9項に規定するものをいう。以下の條において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法附則第15条の9第11項の総務省令で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 热損失防止改修工事に要した費用の額及び政令附則第12条第36項に規定する補助金等の額

る事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 政令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに政令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

(熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の5 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事（同条第9項に規定するものをいう。以下の條及び次条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 热損失防止改修工事に要した費用の額及び政令附則第12条第38項に規定する補助金等の額

(6) (略)

(新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の6 法附則第15条の7第1項に規定する認定長期優良住宅について同項又は同条第2項の規定の適用を受けようとする者は、当該認定長期優良住宅が新築された日から当該認定長期優良住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間(以下この条において「申告期間」という。)に、次に掲げる事項を記載した申告書に法附則第15条の7第3項の総務省令で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

(6) (略)

(特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の5の2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、前条各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の6 法附則第15条の7第1項に規定する認定長期優良住宅について同項又は同条第2項の規定の適用を受けようとする者は、当該認定長期優良住宅が新築された日から当該認定長期優良住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間(以下この条において「申告期間」という。)に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修（同項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)～(4) （略）
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) （略）
（軽自動車税の税率の特例）

第18条 （略）

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

第3条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)～(4) （略）
- (5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) （略）
（軽自動車税の税率の特例）

第18条 （略）

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税の税率の特例)

第19条 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第17条の2第1項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第17条の2第2項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第17条の2第3項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第20条 附則第17条の2又は附則第19条の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法附則第30条の2に定めるところによる。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第21条 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第2章第3節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第21条の2 市長は、当分の間、第54条の6の規定にかかわらず、大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号）第64条の10第1項各号に掲げる自動車に相当する3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付又は報告の特例)

第21条の3 第54条の5の規定による申告納付又は報告については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第21条の4 本市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第21条の5 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第54条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第54条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年6月25日条例第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）	
附 則	附 則	
1～7 (略) (軽自動車税に関する経過措置)	1～7 (略) (軽自動車税に関する経過措置)	
8 平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る堺市市税条例第55条及び同条例附則第18条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	8 平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る堺市市税条例第55条及び同条例附則第18条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
第55条第2号ア	3,900円 6,900円 10,800円 3,800円 5,000円	3,100円 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円
附則第18条 の表以外の部分	第55条	堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）附則第8項の規定により読み替えて適用される第55条
	第55条第2号ア(イ)	3,900円 6,900円 10,800円 3,800円 5,000円
	第55条第2号ア(ガ)a	3,100円 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円
	第55条第2号ア(ガ)b	
	附則第18条 の表以外の部分	第55条
		堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）附則第8項の規定により読み替えて適用される第55条

附則第18条の表 第55条第2号アの項	<u>第55条第2号ア</u> 堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）附則第8項の規定により読み替えて適用される第55条第2号ア	3,900円	3,100円	附則第18条の表 第2号ア(イ)の項	<u>第2号ア(イ)</u> 堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）附則第8項の規定により読み替えて適用される第55条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
				附則第18条の表 第2号ア(ウ)aの項	<u>第2号ア(ウ)a</u> 堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）附則第8項の規定により読み替えて適用される第55条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
		6,900円	5,500円			10,800円	7,200円
		10,800円	7,200円	附則第18条の表 第2号ア(ウ)bの項	<u>第2号ア(ウ)b</u> 堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）附則第8項の規定により読み替えて適用される第55条第2号ア(ウ)b		

3, 800円	3, 000円
5, 000円	4, 000円

3, 800円	3, 000円
5, 000円	4, 000円

<議案第63号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表 1 市長の附属機関				別表 1 市長の附属機関			
附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期
(略)				(略)			
堺市公募提案 型協働推進事 業選定委員会	(略)			堺市公募提案 型協働推進事 業選定委員会	(略)		
自由都市・堺 平和貢献賞 選考委員会	(略)			さかいNPO 協働大賞選考 委員会	さかいNPO協働大賞の受 賞候補者の選考についての 審議及び審査に関する事務	5人以内	2年
(略)				自由都市・堺 平和貢献賞 選考委員会	(略)		
				(略)			

<議案第65号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例>

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）新旧対照表

現行	改正後（案）
目次	目次
第1章 総則（第1条－第3条）	第1章 総則（第1条－第3条）
第2章 損害補償（第4条－第30条）	第2章 損害補償（第4条－第30条）
第3章 雜則（第21条－第34条）	第3章 雜則（第31条－第34条）
附則	附則
（補償基礎額）	（補償基礎額）
第5条 （略）	第5条 （略）
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。	2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
(1) 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあっては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断によって疾病的発生が確定した日において、当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。	(1) 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断により疾病的発生が確定した日において、当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。
(2) 支援隊長等又は消防作業従事者若しくは救急業務協力者（以下「消防作業従事者等」という。）が公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しく	(2) 支援隊長等又は消防作業従事者若しくは救急業務協力者（以下「消防作業従事者等」という。）が公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しく

は疾病にかかり、又は公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合にあっては、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員、支援隊長等又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断によって疾病的発生が確定した日において、他の生計の途がなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（消防団員等に第1号に掲げる者がいる場合にあっては、そのうち1人については367円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) (略)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

は疾病にかかり、又は公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員、支援隊長等又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病的発生が確定した日若しくは診断により疾病的発生が確定した日において、他の生計の途がなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（消防団員等に第1号に該当する者がいる場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) (略)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3)～(5) (略)

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4)～(6) (略)

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

<議案第66号 堺市立学校設置条例の一部を改正する条例>

堺市立学校設置条例（昭和39年条例第28号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
2 小学校	2 小学校
名称	位置
(略)	(略)
堺市立はるみ小学校	堺市南区晴美台3丁
堺市立原山台小学校	堺市南区原山台4丁
堺市立原山台東小学校	堺市南区原山台5丁
堺市立庭代台小学校	堺市南区庭代台3丁
(略)	(略)

堺市立学校設置条例（昭和39年条例第28号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）																								
<p>別表（第2条関係）</p> <p>2 小学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">堺市立はるみ小学校</td> <td style="padding: 2px;">堺市南区晴美台3丁</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">堺市立原山ひかり小学校 <small>はらやま</small></td> <td style="padding: 2px;">堺市南区原山台5丁</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">堺市立庭代台小学校 <small>にわしろだい</small></td> <td style="padding: 2px;">堺市南区庭代台3丁</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		堺市立はるみ小学校	堺市南区晴美台3丁	堺市立原山ひかり小学校 <small>はらやま</small>	堺市南区原山台5丁	堺市立庭代台小学校 <small>にわしろだい</small>	堺市南区庭代台3丁	(略)		<p>別表（第2条関係）</p> <p>2 小学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">堺市立はるみ小学校</td> <td style="padding: 2px;">堺市南区晴美台3丁</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">堺市立原山ひかり小学校 <small>はらやま</small></td> <td style="padding: 2px;">堺市南区原山台4丁</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">堺市立庭代台小学校 <small>にわしろだい</small></td> <td style="padding: 2px;">堺市南区庭代台3丁</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		堺市立はるみ小学校	堺市南区晴美台3丁	堺市立原山ひかり小学校 <small>はらやま</small>	堺市南区原山台4丁	堺市立庭代台小学校 <small>にわしろだい</small>	堺市南区庭代台3丁	(略)	
名称	位置																								
(略)																									
堺市立はるみ小学校	堺市南区晴美台3丁																								
堺市立原山ひかり小学校 <small>はらやま</small>	堺市南区原山台5丁																								
堺市立庭代台小学校 <small>にわしろだい</small>	堺市南区庭代台3丁																								
(略)																									
名称	位置																								
(略)																									
堺市立はるみ小学校	堺市南区晴美台3丁																								
堺市立原山ひかり小学校 <small>はらやま</small>	堺市南区原山台4丁																								
堺市立庭代台小学校 <small>にわしろだい</small>	堺市南区庭代台3丁																								
(略)																									

<議案第67号 堺市下水道条例の一部を改正する条例>

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(汚水排出量の認定等)</p> <p>第22条 (略)</p>	<p>(汚水排出量の認定等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p><u>(使用の態様の変更の届出)</u></p> <p><u>第22条の2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったとき、その他管理者が定める使用の態様の変更があったときは、管理者が定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。</u></p>
<p>(資料の提出)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を、50,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(資料の提出)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を、50,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 第22条の2（第34条の3において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p>
<p>(9)～(11) (略)</p>	<p>(10)～(12) (略)</p>

堺市地下水道条例（平成3年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（罰則）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、下水道条例第35条（第5号から第7号まで、<u>第10号及び第11号</u>を除く。）の規定を準用する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、下水道条例第35条（第5号から第7号まで、<u>第11号及び第12号</u>を除く。）の規定を準用する。</p>

平成 29 年第 2 回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

平成 29 年 6 月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-17-0084

